HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ企業のグローバルな租税回避戦略ー国際的租税回避行為と租税優遇措置の濫用行為ー
Author(s)	須戸, 和男
Citation	經濟學研究, 57(3), 29-60
Issue Date	2007-12-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30329
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES57(3)_29-60.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 57−3
北海道大学 2007.12

アメリカ企業のグローバルな租税回避戦略

――国際的租税回避行為と租税優遇措置の濫用行為――

須 戸 和 男

Ⅰ はじめに

グローバリゼーションとともに国家の機能が果たして維持されうるのか，スーザン・ストレンジの「国家の退場（Susan Strange,"The retreat of the State"）[1]」は現実化するのか否かについて論争が交わされてきた。ジョン・グレイは，グローバル化が課税や規制にかかる主権国家の能力が低下することを指摘し[2]，これに対してマーチン・ウルフは，グローバル化の中でむしろ新たな国家の役割が必要とされていることを主張した[3]。確かにウルフの言うように，GDPに占める政府支出や課税率はグローバル化にもかかわらず低下したとは言えないどころか，むしろ増大してきた[4]。だが，アメリカ多国籍企業を始めとする大企業のグローバルな租税回避戦略は国家の租税収入を減少し，財政政策に重大な影響を及ぼしていることも確かである。このことは税務関係者や税法研究者によって重視されてきたが，経済学研究の分野では追求されないままとなってきた[5]。

租税回避行為は個人や企業の合法的な節税行為であり，納税者の正当な権利として承認されている。しかしながら，本来の節税行為を逸脱した租税回避行為は濫用的租税回避行為として問題とされる。租税回避行為の定義は，「個人または企業が合法的な手段を用いて，租税負担を軽減し，または租税を免れる行為であるとされる[6]。租税回避行為（Tax Avoidance）は，タックス・プランニング（Tax Planning），またはタックス・シェルター（Tax Shelter）と呼ばれ，納税者の合法的な節税行為（Tax Saving）として認められ，違法な脱税行為（Tax Evasion）とは明確に区別される。その中間に存在するのが濫用的節税行為（Abusive Tax Shelter）である。特に租税優遇措置は，納税者が選択した節税行為が濫用行為であるか否かをめぐる政府当局と納税者間における論争の中

1）ストレンジは，かつて国家が市場の支配者であったが，今や市場が多くの重要な問題に関して，国家政府をさしおいて支配者となり，国家の権威が衰退しつつあることは,パワーが国家からその他の機関や団体などに次第に拡散している状態であると論じている。Susan Strange（1996）*The retreat of the State: the diffusion of power in the world economy*, Cambridge University Press, New York. 櫻井公人訳「国家の退場：グローバル経済の新しい主役たち」岩波書店 2003 pp.16－18

2）John Gray（1998）*False Down: The Delusions of Global Capitalism*, Granta Publications, London. 石塚雅彦訳「グローバリズムという妄想」日本経済新聞社 1999 pp.104-108

3）M. Wolf（2004）*Why globalization works*, Yale University Press, London.

4）上掲書 pp.252－272

5）本庄 資（2007）「アメリカの租税政策」税務経理協会 p.2

6）Barry Bracewell-Milnes（1979）International Tax Avoidance. Vol.A, p.25
OECD租税委員会（1980）は，租税回避行為の特徴として，その行為の目的が事業上または経済上の目的を有していないこと，税務当局に対して秘密性を有していること，税法のループホールや条項が本来意図していない他の目的で利用することを挙げている。

心となっている。

租税回避行為の展開は二面において生じた。一方，グローバル化の中で生じた財・サービスのクロスボーダーな取引の増大，および高度な情報通信技術の発達が巨額な国際金融取引・資本取引を可能とさせるとともに，企業の租税動機取引（Tax motivated transaction）の機会を増大させ，その結果企業の国際的租税回避行為が展開するに至った。

他方，1970年代以降，景気後退に直面した政府は，景気上昇を目的として，従来の租税優遇措置（Tax Incentive）を拡大し，さらに新たな租税優遇措置を導入した。この結果，企業の租税優遇措置を濫用する行為が国内で急激に増加してきた。このように租税回避行為は，国際的租税回避行為および国内的租税回避行為の両局面に現れており，政府はこの二つの局面に対するそれぞれの対応措置が求められている。

本稿はこのようなアメリカ企業の国際的租税回避行為および租税優遇措置の濫用行為に対する政府の対抗措置とその効果を検討し，多国籍企業ならびにアメリカ経済分析を含むグローバル・エコノミーの構造と変動の解明の一助とするものである。以下，国際的租税回避と租税優遇措置に濫用行為のそれぞれをとりあげ，従来の税務関係研究では見落とされていた側面をエンロン社の事例に基づいて解明し，その上で議会および政府の対抗措置とその効果ならびに限界を明らかにすることとしたい。

Ⅱ　国際的租税回避行為

1．最近における連邦租税収入の状況

⑴　個人所得税および法人所得税

アメリカでは，1990年代後半以降の景気回復に伴うGDPの上昇にも拘わらず，法人所得税の伸び率は，むしろ低下の傾向にある。表1は，1995年から2004年までの個人所得税と法

表1　アメリカの連邦租税収入の推移　1995－2004年

（単位：億ドル）

項目＼年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
個人所得税	5,902	6,564	7,375	8,286	8,795	10,045	9,943	8,583	7,937	8,090
（前年対比）	(108.6)	(111.2)	(112.3)	(112.4)	(106.1)	(114.2)	(99.0)	(86.3)	(92.5)	(101.9)
（95年対比）	(100.0)	(111.2)	(124.9)	(140.4)	(149.0)	(170.2)	(168.5)	(145.4)	(134.5)	(137.1)
（GDP対比）	(7.35)	(7.88)	(8.47)	(9.14)	(9.29)	(10.23)	(10.05)	(8.54)	(7.69)	(8.27)
法人所得税	1,570	1,718	1,822	1,887	1,847	2,073	1,511	1,480	1,318	1,894
（前年対比）	(111.8)	(109.4)	(106.1)	(103.0)	(97.9)	(112.2)	(72.9)	(97.9)	(89.1)	(143.7)
（95年対比）	(100.0)	(109.4)	(116.1)	(120.2)	(117.6)	(132.0)	(96.2)	(94.3)	(83.9)	(120.6)
（GDP対比）	(1.95)	(2.06)	(2.09)	(2.08)	(1.95)	(2.11)	(1.53)	(1.47)	(1.28)	(1.76)
社会保障税	4,845	5,094	5,394	5,718	6,118	6,529	6,940	7,008	7,130	7,334
（前年対比）	(105.0)	(105.1)	(105.9)	(106.0)	(107.0)	(106.7)	(106.3)	(101.0)	(101.7)	(102.9)
（95年対比）	(100.0)	(105.1)	(111.3)	(118.0)	(126.3)	(134.8)	(143.2)	(144.6)	(147.2)	(151.4)
（GDP対比）	(6.03)	(6.12)	(6.20)	(6.31)	(6.46)	(6.65)	(7.02)	(6.68)	(6.91)	(6.82)
その他の税	915	899	947	1,000	1,165	1,178	1,138	1,121	1,093	1,158
税収総合計	13,232	14,275	15,538	16,891	17,925	19,825	19,532	18,192	17,478	18,476
個人所得税	(44.6)	(46.0)	(47.5)	(49.1)	(49.1)	(50.7)	(50.9)	(47.2)	(45.4)	(43.8)
法人所得税	(11.9)	(12.0)	(11.7)	(11.2)	(10.3)	(10.5)	(7.7)	(8.1)	(7.5)	(10.3)
社会保障税	(36.6)	(35.7)	(34.7)	(33.9)	(34.1)	(32.9)	(35.5)	(38.5)	(40.8)	(39.7)
実質GDP	80,317	83,289	87,035	90,669	94,703	98,170	98,907	100,488	103,206	107,557
（前年対比）	(102.3)	(103.7)	(104.5)	(104.1)	(104.4)	(103.7)	(100.8)	(101.6)	(102.7)	(104.2)
（95年対比）	(100.0)	(103.7)	(108.4)	(112.9)	(117.9)	(122.2)	(123.1)	(125.1)	(128.5)	(133.9)

資料：The Annual Report of The Council of Economic Advisers（2005），Washington D.C.より作成。
（注）　その他の税は，物品税，相続税，贈与税，関税である。

人所得税および社会保障税の伸び率を表しており，個人所得税は1995年対比2004年の伸び率が137.1%であるのに対して，法人所得税は2004年に120.6%に達したものの，2001年から2003年までは95年の水準を割り込んでいる。他方，社会保障税の1995年対比2004年の伸び率は151.4%に上昇している。

⑵　租税優遇措置の連邦租税収入に及ぼす影響

法人所得税の減少の主な原因は，景気循環の影響を大きく受けているが，一方では，政府が租税回避行為に対する対抗措置をとりつつも，他方で，政府が国内産業の国際的競争力の低下を懸念し，課税の繰り延べやその他の租税優遇措置を採ったことに基づいている。これらの租税優遇措置は，景気後退局面に入った1980年代後半から特に増加したが，ITバブルの崩壊後にこの優遇措置を受ける企業が急増した。これらの租税優遇措置は，ストック・オプション（Stock　Option）[7]制度や，法人にも拘わらず低率課税の個人所得課税となるS法人（Small Business　Corporation）[8]制度などである。表2は大統領府予算管理局が作成した租税優遇措置による税減収の実績額であり，予算作成に際して参考資料として毎年作成している。

表2における所得保障は，主に退役軍人恩給手当の非課税であり，社会保障は医療・保健，教育・訓練，持ち家住宅促進，労働災害給付金の免税，公的給付金の免税等である。企業関連は，投資税額控除・退職年金制度・ストック・オプション制度等である。

1990年代後半における個人所得税と法人所得税の相互関連に着目すると，個人所得税は，高額所得者に対する累進税率の適用による実効税率の上昇や，ストック・オプションに係るキャピタル・ゲインの増加に伴い税収の増加をもたらした。これに対して，法人所得税は，ストック・オプションの所得控除[9]およびS法人制度の導入によって従来の法人所得税が個人所得税に移行したことを反映して，個人所得税とは対照的に減少した。

⑶　アメリカ多国籍企業の海外子会社の収益状況

最近におけるアメリカ多国籍企業の海外子会社の事業収益は著しく増大しているにも拘わらず，法人所得税の税収にほとんど反映されていない（前掲表1）。この主な原因は国際的二重

表2　租税優遇措置による税減収の実績額　1995―2004年

（単位：億ドル）

項目	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	95年比(%)
所得保障	2,524	2,537	2,540	2,598	2,747	2,873	3,068	3,444	4,375	4,684	185.6
社会保障	1,110	1,093	1,139	1,221	1,303	1,369	1,671	2,023	2,130	2,234	201.3
企業関連	375	197	203	206	403	443	453	477	510	515	137.3
その他	1,133	1,182	1,230	1,271	1,365	1,158	1,446	1,404	1,479	1,643	145.0
合計	5,142	5,009	5,112	5,296	5,818	5,843	6,638	7,348	8,494	9,076	176.5
GDP対比%	6.4	6.0	5.9	5.8	6.1	6.0	6.7	7.3	8.2	8.4	

資料：U.S. Executive Office of The President Office of Management and Budget.
“Historical Tables” Table 5.4 Discretionary Budget Authority by Agency: 1976-2006.

7）IRC Section 83，ストック・オプションの種類には適格型と非適格型の2種類がある。適格型は自社株譲渡益に対する課税は，繰り延べの優遇措置がある。非適格型は権利行使時に報酬・給与として課税され，売却時はキャピタル・ゲイン課税となる。

8）IRC Section 1244（c）(1)．一定の要件を満たした小法人は個人所得税が課税される。

9）非適格型は，権利付与を受けた者が権利を行使した時，および後日株式を譲渡した時に受ける経済的利益は，報酬・給与として課税されるが，法人はその経済的利益を法人の損金として所得控除される。適格型はこの適用がなく，非適格型を採用する法人が圧倒的に多く，80％以上に達している。渋谷博史（2006）「アメリカの連邦財政」p.25。

表3　アメリカ多国籍企業の親会社と海外子会社（MOFAs）の経営実績　1995－2004年

（単位：億ドル，　人員：千人）

		営業収益						営業費支出			経常利益			
	年	売上総額	構成比	付加価値	構成比	付加率	95年比	資本支出	95年比	雇用人員	95年比	賃金	純利益	構成比
親会社	1995	n.	n.	13,654.7	74.5	n.	100.0	2,480.2	100.0	18,576.2	100.0	n.	n.	n.
	2000	66,951.6	72.7	21,414.8	77.9	32.0	156.8	3,963.1	159.8	23,885.2	128.6	11,763.3	4,098.2	67.2
	2001	68,733.4	73.1	18,924.0	76.3	27.5	138.5	4,134.6	166.7	22,735.1	122.4	11,772.5	1,227.8	40.9
	2002	64,266.3	71.6	18,588.1	75.5	28.9	136.1	3,331.1	134.3	22,117.6	119.1	11,507.4	2,296.6	52.8
	2003	65,439.7	69.5	19,581.3	73.7	29.9	143.4	3,154.8	127.2	21,104.8	113.6	11,613.5	4,276.5	56.7
	2004	69,489.9	68.2	22,158.0	72.9	31.9	162.2	3,087.2	127.5	21,377.5	115.1	12,360.1	4,496.3	55.9
子会社	1995	n.	n.	4,655.7	25.5	n.	100.0	756.0	100.0	5,923.5	100.0	n.	n.	n.
	2000	25,074.3	27.3	6,066.3	22.1	24.2	130.3	1,106.4	146.3	8,171.4	137.9	2,642.4	1,998.6	32.8
	2001	25,244.6	26.9	5,856.6	23.7	23.2	125.8	1,107.6	146.5	8,194.1	138.3	2,647.1	1,773.2	59.1
	2002	25,486.2	28.4	6,016.1	24.5	23.6	129.2	1,102.7	145.9	8,255.6	139.4	2,692.5	2,048.0	47.2
	2003	28,652.3	30.5	6,977.8	26.3	24.3	150.0	1,095.9	145.0	8,242.2	139.1	2,936.2	3,256.8	43.3
	2004	32,384.7	31.8	8,243.3	27.1	25.4	177.1	1,230.7	162.8	8,617.2	145.5	3,267.3	3,540.2	44.1
総合計	1995	n.	n.	18,310.4	100.0	n.	100.0	3,236.2	100.0	24,449.7	100.0	n.	n.	n.
	2000	92,025.9	100.0	27,481.1	100.0	29.8	150.1	5,069.5	156.6	32,056.6	131.1	14,405.7	6,096.8	100.0
	2001	93,978.0	100.0	24,780.6	100.0	26.3	135.3	5,242.2	162.0	30,929.2	126.5	14,419.6	3,001.0	100.0
	2002	89,752.5	100.0	24,604.2	100.0	27.4	134.4	4,433.8	137.0	30,373.2	124.2	14,199.9	4,344.6	100.0
	2003	94,092.0	100.0	26,559.1	100.0	28.2	145.0	4,250.7	131.3	29,347.0	120.0	14,549.7	7,533.3	100.0
	2004	101,874.6	100.0	30,401.3	100.0	29.8	166.0	4,317.9	133.4	29,994.7	122.7	15,627.4	8,036.5	100.0

資料：Raymond J. Mataoni & Daniel R. Yorgason. “Operation of Multinational Companies” *Survey of current business*. November, 2006. p.38

（注）　海外子会社（Majority-Owned Foreign Affiliates: MOFAs）は，親会社が過半数の株式を所有して支配されている。

課税を排除する外国税額控除制度（Foreign Tax credit）である。

上記の外国税額控除額の米国予算管理局による見積額は，1997年は約270億ドル，1998年は約277億ドル，1999年は約280億ドル，2000年は約289億ドルであった[10]。2001年以降においても，海外子会社の純利益は急速に増大しており，その伸び率に比例して少なくとも2004年には500億ドルを超える額に達すると見込まれている。

表3の1995年対比2004年の海外子会社の経営実績について見ると，付加価値の伸び率は177.1%，資本支出の伸び率は162.8%，雇用人員は145.5%とそれぞれ上昇している。しかし，親会社の付加価値の伸び率は162.2%，資本支出の伸び率は124.4%，雇用人員は115.1%であり，海外子会社よりも全体的に伸び率は低下している。2000年対比2004年では海外子会社の売上高の伸び率は129.1%，純利益の伸び率は177.1%であり，親会社の売上高の伸び率は103.1%，純利益は109.7%であった。2004年における経営全体に占める海外子会社の貢献度（全体の構成比）は，売上高で31.8%（2000年は27.2%），純利益で44.1%（2000年は32.8%）を占めている。

このように，多国籍企業の海外子会社の持つ位置づけとその役割は重大であり，海外子会社は，多国籍企業の事業のグローバル化とその発展を支えている。しかしながら，多国籍企業の発展にも拘わらず，連邦税収が伸び悩んでいる原因には，上記の外国税額控除のほか，最近における企業の国際的租税回避行為や租税優遇措置の濫用行為等が著しく増大していることがある。次節では，これらの問題についてアメリカ企業の国際的租税回避戦略ついて概観するとともに，その実態についてエンロン社を事例に検討する。

10）Budget of the U.S. government（2006）*Historical Tables*. Table 5.2.

2．アメリカ企業の国際的租税回避戦略

⑴　米国財務省のタックス・シェルター白書と国際的租税回避行為の主な類型

アメリカは，第2次大戦以前から企業の海外進出に対して，通商政策に対応した租税優遇措置を採用してきたが，アメリカ企業のグローバル化が進展するにつれて，多国籍企業と国民経済の利益に乖離が生じ，それはまた租税政策と通商政策の乖離をもたらしてきた[11]。租税確保のみに限っても，多国籍企業は外国税額控除制度によって本国での税収確保に問題を生みだしたが，さらに組織的な租税回避戦略が発展し，多国籍企業による意識的な租税回避行為が展開してきたのである。

そのようなアメリカ企業の国際的租税回避戦略について，米国財務省は1999年7月にタックス・シェルター白書を公表している。白書は，節税に要するコストを上回る利益がタックス・シェルターによって得られることが納税者にインセンティブをもたらし，それがタックス・シェルターを発展させたことを指摘している[12]。タックス・シェルターのコスト低下をもたらした要因としては，①タックス・アドバイザーや財務アドバイザーが租税回避取引に関する複雑な計算処理に基づく洗練された回避手段を納税者に低コストで提供していること，②タックス・シェルターの専門家やプロモーターの自由競争を広範に認めた結果，コスト引き下げ競争を促し，法人のタックス・シェルターの陣容を拡大強化したこと，③法人企業の増大に伴い，税務当局の調査担当者の人員不足から税務調査比率が毎年低下の傾向を辿っていること，④金融商品の開発における技術の進歩と資本市場の国際化が，クロスボーダーな取引を通じて，各国の税制の相違が裁定取引（さや取り取引（Arbitrage））を可能にしたこと，⑤その他の要因として，税制の複雑化によってタックス・シェルターを生ずるループ・ホール（税法の抜け穴）が多くなったことや，金融市場のグローバル化と技術化に伴い，外国当事者に係る複雑な金融取引が増加したことなどが指摘されている。財務省はこれらの問題について政府の厳しい措置を採ることを求めた。

このような国際的租税回避戦略に利用されている主な手段は，国際租税法の視点[13]から移転価格操作（Transfer pricing），タックス・ヘイブン（Tax Haven），マネー・ロンダリング（money Laundering），トリーティ・ショッピング（Treaty Shopping），過少資本（Thin capitalization）とされており，これらの手段は，海外子会社や国内法人，非法人および非課税法人を通じて行われていた。経済学的分析ではあまり顧みられていないそれらについて概観しておく。

①　移転価格操作（Transfer Pricing）

今日，国際的租税回避行為の典型的な類型として挙げられているものは，多国籍企業の外国関連企業間の企業内貿易（Intra-firm Trade）によって，高課税国で生じた所得を軽課税国に移転することである。企業内貿易における財の輸出入価格は，独立企業間取引価格（Arm's length price）とは異なり，企業が任意に設定する。高課税国で生じた所得を軽課税国に移転

11）アメリカ多国籍企業の国際的租税回避行為の増大は，戦後の通商政策と対外租税政策との乖離をもたらした。前稿須戸和男「アメリカの通商政策と対外租税政策の相互関係」北海道大学『経済学研究』第56巻第1号（2006年6月）pp.96-97を参照されたい。

12）米国財務省は1990年代以降，タックス・シェルターが蔓延して，合衆国の課税システムに重大な脅威を与えており，法人税収が大きく落ち込み，財政政策に重大な影響を与えることを懸念した。http://www.ustras.gov/press（2006.3.17）

13）国際的租税回避の類型に関する研究では，村井正編（1990）「国際租税法の研究」，法研出版，宮武敏夫（1993）「国際租税法」有斐閣，本庄資（2005）「国際租税法」大蔵財務協会，などが挙げられる。

するため，親会社の指令または，親会社の関連会社との協議により輸出する場合の取引価格は，一般的に，独立企業間取引価格より低く設定し，輸入する場合は，独立企業間取引価格よりも高い価格で設定する。このような価格操作により，高課税国において生じた所得を減少させ，税負担を軽減する。企業内貿易関係をアメリカ多国籍企業の親会社と海外子会社または海外関連会社にあてはめると，アメリカにおいて生じた多国籍企業の親会社の所得に対するアメリカの税率が高ければ，親会社はその所得を低税率国における海外関連会社に移転し、アメリカ政府の税収を減少させることになる。

この問題について，アメリカ連邦税法の内国歳入法（IRC 482）は，移転価格課税を規定しており，1986年には無形資産の移転価格（スーパーロイヤルティ条項[14]）を追加した。これは従来の財貿易に加えて最近では，知的財産権等の無形資産の企業内貿易取引が増加したことが背景となっている。同時に移転価格に関する財務省規則も1994年に整備された。

② **タックス・ヘイブン**（Tax Haven）

タックス・ヘイブンとは，課税制度が全く存在しないか，または他国と比較して税率が著しく低い国を言い，企業の租税回避基地として利用される国である。1950年代から，タックス・ヘイブンは多国籍企業によって広く利用されるようになった。

タックス・ヘイブン地域・諸国は，カリブ海地域，中南米，ヨーロッパ，太平洋およびインド洋地域，中近東諸国，アフリカ諸国等に存在する。

アメリカ政府は，長く企業が事業活動のためにタックス・ヘイブンを利用することを認めていたが，1962年以後，法人がいわゆる「汚れた所得」を有するタックス・ヘイブン子会社を利用して租税上の特典を享受することを禁じている。基本的に次の5種類の所得が「汚れた所得[15]」とされる。（a）外国基地会社の販売所得，（b）外国基地会社のサービス所得，（c）外国同族持株会社の所得，（d）外国法人の米国危険保険からの所得，（e）外国法人の米国営業または事業と実質的に関連する所得である。

上記において現実的なタックス・ヘイブンの利用形態としては，（a）便宜置籍船（船舶の船籍を事実上の所有者の所在国とは異なる国に，便宜的に置いた船舶であり，有事の際には外国の旗印を掲示して災厄を免れる），（b）金融会社，（c）銀行の子会社，（d）再保険業，（e）販売会社（中間利潤取得目的），（f）ライセンシング会社（知的財産権の譲渡・ライセンシングの斡旋），（g）オフショア・トラスト（海外信託業務），（h）投資信託，（i）地域統括会社がある。これらの租税回避を目的としたタックス・ヘイブンの利用は明らかに一国の租税収入を減少させている。このため，アメリカ政府は同族持株会社や被支配外国法人に対抗する法律（サブパートF条項）を1962年に新設し，被支配外国法人の特定の所得をアメリカの親会社の所得と見なして課税することとした。

14）スーパーロイヤルティ条項は，「所得相応性基準（Commensurate with the income standard）」と呼ばれ，無形資産の譲渡またはライセンスに係る所得は，当該無形資産に帰属すべき所得に釣り合うことを要すると規定している。財務省規則 Leg.1482－4(f)(3)

15）「汚れた所得」とは，タックス・ヘイブンに子会社として，租税回避目的の外国基地会社を設立し，外国基地会社の棚卸資産の販売所得，人的役務サービス所得，タックス・ヘイブンにおける外国同族持株会社（被支配外国法人で，発行済株式の50%超が5人以下の米国市民または居住者により直接・間接に所有されている会社）のサブパートF所得（配当，利子，使用料等であり，被支配会社（CFC）の議決権の10%以上を所有するアメリカの株主は当該CFCのサブパートF所得の内，その持ち分対応額を課税所得とされる），株式・商品取引所得，人的役務サービス所得，棚卸資産販売所得，米国危険保険所得（租税回避基地に設立された外国保険会社から受ける保険金収入）等である。

③ **マネー・ロンダリング**（Money Laundering）

麻薬の製造・密売・密輸，テロ，脱税などの不正資金が一連の取引の反復により，その痕跡が辿れないように操作されたうえ，合法的資金に化けて表の世界に戻される濾過の過程をマネー・ロンダリングと呼ぶ。最近においては，脱税や租税回避，インサイダー取引，政治家などの買収や賄賂などを行う者に広まっており，緻密な租税回避戦略にも広く用いられるようになり，企業の租税回避・脱税に関する相談を専門的に取り扱う弁護士や会計士がアメリカで急増し，マネー・ロンダリングを成長産業に変貌させた。アメリカ政府はこれに対応するため，全てのタックス・シェルターを専門的に請け負う業者を内国歳入庁に登録することを義務づけている[16)]。

④ **トリーティ・ショッピング**（条約漁り（Treaty Shopping））

二国間条約である租税条約の定める特典を本来享受することのできない第三国の法人企業が，この条約上の特典を享受する目的で，その条約締結国のいずれかの国に子会社を設立して居住者を装い目的を達成することをトリーティ・ショッピングと言う。

このような行為を規制する特別な規定が当該二国間租税条約や国内法に定められていない場合，租税条約の適用を規制することはできない。したがって，租税条約における特典を拒否する場合は，明確な否認要件や認否基準に従って行われなければならない。

アメリカの国内法において，実質的にトリーティ・ショッピングを防止する規定は，内国歳入法第 861 条の「支店利益税」であり，如何なる外国法人も，その外国の適格居住者であり，あるいは，非適格居住者であっても租税条約が当該法人に支払われる配当に対して源泉徴収税が課される場合を除き，30% の支店利益税を免れることは出来ないと規定している[17)]。

アメリカ政府は全ての租税条約において，トリーティ・ショッピングの防止規定を定めることを方針としており、1977 年および 1981 年の財務省モデル租税条約における特典制限条項を全面的に改正し，1996 年に新財務省モデル租税条約を設け，その第 22 条に特典に関する制限条項（Limitation on benefit）を設けた。日本とアメリカの租税条約については，旧日米租税条約（1971 年）には制限条項が無かったが，2003 年 11 月 6 日に新日米租税条約が締結され，第 22 条に特典制限条項が設けられ，2004 年 3 月 30 日に発効した。その後，各国との租税条約の締結に際し，この規定が盛り込まれた。新条約においては，条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため，所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ，条約の特典を付与する規定が設けられた。これに伴い，支店利益税は，新租税条約第 22 条において新たな規定が置かれ，適用されなくなった[18)]。

⑤ **過少資本**（Thin Capitalization）

過少資本とは，負債に対する資本の比率が過少であることを意味している。法人企業は租税回避戦略の手段として，法人の資本増資に際して株式資本とせず，借入債務として会計処理を行い，実質上，株主に対して配当として支払った額を，借入利息として損金に算入して課税所得の減少を図る。法人が株主に対して支払った配当は損金に算入することができないからである。このような租税回避戦略により外国関連会社は，本国親会社や関連会社からの資金導入に際し，所得の源泉地国政府の税収の減少をもたらしている。

米国財務省は，負債と株式の区別に関する規則案を公表したが，議論が多く，最終的には未

16）IRC 6111（a）

17）支店利益税は，第三国の法人のトリエティ・ショッピングを防止するために，当該第三国の法人に課す租税である。IRC 861(a)(2)(B)

18）新日米租税条約第 22 条第 1 項(a) − (f)

だ実施されていない。しかし，負債（借入金）か株式かの決定要素は，①資本負債比率，②その負債の株式への転換性の有無，③法人の負債への従属関係または優先関係の有無，④要求に応じ、または特定日に金銭または金銭価値の十分な対価の代わりに，一定の固定レートの利子を支払う文書による無条件の約束の存否，⑤法人株式の保有と問題の持分（新たに株主に与えた株式）との関係などである[19]。これまでの米国租税裁判所の判例では，負債資本比率が 9 対 1 の場合に，支払利子の損金算入を認めた事例がある[20]。

以上は国際的租税回避行為における典型的類型であるが，現実には，エンロン社の事例が示すように，これらの類型を複雑に組み合わせ，さらにこれらの類型を越える種々の手法により租税回避が行われていた。エンロン社の事例は，租税回避よりも会計上の粉飾を目的とする側面が結果的には大きなものとなったが，国際的租税回避行為の実態をよく示すものであった。

⑵ 国際的租税回避行為の事例

――エンロン社の構造的租税動機取引――

2003 年 2 月，米国議会課税合同委員会（The Joint Committee on Taxation：JCT）は，エンロン社が利用した構造的租税動機取引（Tax motivated structured transaction[21]）に関する報告書を公表した。JCT の主任調査官のリンディ　L．ポール（Lindy L. Paul）の書面による議会における証言によると，エンロン社は 1990 年代半ば以降，税務部門の果たす役割を重視し，税務部門は財務会計上の収益の源泉となり，エンロン社の収益の中心部門となった。財務会計上の処理は，短期的収益と資金フローに重点が置かれ，エンロン社は多様なスキームを用いて 1995 年から 2001 年 12 月 2 日の破産申請に至るまで 12 の仕組取引プロジェクト（基本的には，将来に発生する節税効果を短期間に会計利益の増加に転換させる計画であり，エンロン社は，1995 年から 2000 年まで毎年，プロジェクト名を付して，損失の二重控除や非減価償却資産を減価償却資産に転換すること等を行ってきた）の膨大な構造的租税動機取引を行ってきた（表 4）。

JCT は，構造的租税動機取引を，①法人税問題を生ずる取引，②パートナーシップ問題を生ずる取引，③国際的な金融商品に係る取引，④法人所有の生命保険契約と信託所有の生命保険契約，⑤多段階優先証券，⑥投資ユニット証券，⑦商品前払取引の金融関連取引に分類した。エンロン社はこのような金融取引を通じて，約 100 億ドルの資金を調達した。

これらの取引から得られる利点は，表面上，追加的なレバレッジから生じる市場評価の下方圧力を回避できることである。多段階優先証券と投資ユニット証券の租税優遇措置は，このような証券発行によって追加資本を調達する意思決定の主たる要因になった。商品前払取引については，エンロン社は当初もっぱら節税目的で行っていたが，後年になって営業報告書の粉飾操作のために，この取引を利用したことを JCT は調査によって発見した。

表 4 は，エンロン社の仕組み取引が会計利益と課税所得に与えた影響を示している。

これによると，1995 年から 2001 年までの仕組み取引による税引後の会計利益の増加の累計額は 6 億 5,100 万ドルとなり，節税による税引後会計利益の増加額を示す租税節約の累計額 2 億 5,700 万ドルと比較して大きい。このことから仕組み取引が会計利益を早期に計上するものであり，課税を繰り延べるものであることがわ

19）IRC 385（a），IRC 385（b），IRC 385（c）(1)，IRC 385（c）(2)

20）Clyde Bacon Inc., 4 TC1107, 479

21）構造的租税動機取引は，一定の事業体を組成して税負担を減少させ，財務会計上は，資金フローまたは収益を創出するため，表面的には現行法に適合するように仕組まれた取引である。本庄　資（2003）「アメリカン・タックスシェルター」p.151

表 4　エンロン社の仕組み取引の概要　1995－2000 年

（単位：100 万ドル）

開始年度	プロジェクト名	目　　的	当初計画		累計実績（95－01）		節税報酬	
			会計利益	租税節約	会計利益	租税節約	支払	受取
1995	ターニャ（Tanya）	損失の二重控除	66	66	66	66	1	
1996	バラ（Valor）	損失の二重控除	82	82	－	82	0	
1997	スティール（Steele）	損失の二重控除	83	78	65	39	11	
1998	コチーズ（Cochise）	損失の二重控除	143	141	101	－	16	
1997	テレサ（Teresa）	減価償却資産への転換	257	263	226	－76	12	
1998	トーマス（Tomas）	減価償却資産への転換	113	109	37	95	14	
1999	コンドル（Condor）	減価償却資産の創出	328	332	88	－	10	
2000	タミー 1（Tammy 1）	減価償却費の増額	406	414	－	－	9	
2001	タミー 2（Tammy 2）	減価償却費の増額	369	370	－	－	－	
1998	アパッチ（Apache）	循環金融利息損金算入	167	167	51	51	15	
1998	レニゲード（Renegade）	節税報酬の受取	1	－	1	－	－	－
2000	バルハラ（Valhalla）	節税報酬の受取	64	－	16	－	－	－
	合　　計		2,079	2,022	651	257	88	－

資料：Joint Committee on Taxation（2003）, *Report on Investigation of Enron Corporation*. http:///www.enron.com/corp/por/taxI.html (2006.2.15)

かる。さらに，当初の計画段階を見ても，両者の金額は一致せず，会計利益 20 億 7,900 万ドルは租税節約 20 億 2,200 万ドルよりも大きい。つまり，1990 年代後半の仕組み取引は，節税目的よりも会計利益を計上するという目的が上位になっていたことを示している。1995 年まで繰越欠損金が発生しなかったが，1996 年以降は繰越欠損金が累積し，損金算入等による租税節約のメリットが少なくなったため，仕組み取引の重点が租税節約から会計利益計上へとシフトするようになった。すなわち，会計利益が課税標準よりも大きくなることを予定するようになったのである。特に，1990 年代後半以降は，エンロン社は業績が悪化して赤字が累積していることを外部に隠蔽するために，会計上粉飾することを意図したものであった。

上記の仕組み取引の各プロジェクトの目的は，損失の創造，損失の二重控除，収益の繰り延べ，非減価償却資産から減価償却資産への転換，自己金融による支払利息の損金算入，節税報酬の受け取り目的等であり，その手法は，企業組織の再編成，非課税法人，非法人の利用，海外関連会社を通じた循環金融および迂回融資，外国税額控除制度の利用等であった。以下は，各プロジェクトの概略である。

① **ターニャ・プロジェクト**（Tanya Project）　―損失の二重控除―

エンロン社がその子会社Ａに，不確定債務の約束手形を現物出資して子会社Ａの議決権付優先株式を取得した。この不確定債務はエンロン社の従業員に対する退職給付債務，退職後医療・生命保険・死亡給付金債務であり，子会社Ａはこの不確定債務を引き受けた。エンロン社は優先株式の帳簿価格から不確定債務額を控除した額で自社の従業員に売却して譲渡損失を計上した。他方，子会社Ａは引き受けた不確定債務が確定した支払いの時点において損失を計上した。すなわち，同一の不確定債務に係る損失を親会社と子会社が二重に控除したのである。

② **バラ・プロジェクト**（Valor Project）　―損失の二重控除―

①のターニャ・プロジェクトと同様に，エンロン社の子会社Ｂは，その子会社Ｃに対して，子会社Ｂの不確定債務（借入金の債務保証等）を子会社Ｃが引き受けることを条件に，約束手形を子会社Ｃに拠出して，子会社Ｂは議決権付優先株式を取得した。その後，子会社Ｂは当該優先株式を従業員に対して譲渡し，譲渡損失を

計上した。

一方，子会社Ｃは債務が確定した時点で，これを税務上損金に算入した。すなわち，同一債務に係る損失を兄弟子会社のＢとＣが二重に損失を控除したのである。

③ **スティール・プロジェクト**（Steel Project）―損失の二重控除―

エンロン社は，現金と資産（不動産ローン担保証券：REMIC 証券）をセットで拠出して，パートナーシップＤ（非課税法人）を新設し，Ｄを連結納税グループに取り込んだ。同時に，プロモーターＸは，現金と含み損のある資産の持ち分を拠出の形でパートナーシップＤに非課税譲渡した。エンロン社は，プロモーターＸの含み損資産持ち分の実現損失を，エンロン社の課税所得と相殺し，他方，プロモーターＸは，パートナーシップＤに拠出した資産の見返りに取得したＤの株式を処分した譲渡損失を，プロモーターＸの課税所得から控除した。すなわち，エンロン社の損失とプロモーターＸの損失を二重に控除したのである。

④ **コチーズ・プロジェクト**（Cochise Project）―損失の二重控除―

③のスティール・プロジェクトの変形である。すなわち，プロモーターＸは税務上大きな含み損を生じている資産（REMIC 証券）を，他方，エンロン社は一定の所得が生じる資産（REMIC 証券）を，それぞれ，エンロン社の子会社Ｈ（非課税法人）に非課税で譲渡したのであった。プロモーターＸは，子会社Ｈの株式の売却による譲渡損失を計上し，エンロン社は，子会社Ｈの連結納税を通じてＲＥＭＩＣ証券から将来において生じる損失の二重計上をした。

⑤ **テレサ・プロジェクト**（Teresa Project）―減価償却資産への転換―

エンロン社がその連結グループ外の子会社を通じて，新設したパートナーシップに減価償却資産と関連会社の優先株式をセットで拠出した。これは非償却資産である優先株式を減価償却資産に転換することを目的としたものであった。その一方で，優先株式から生じる配当金を，税務上の益金不算入とし，減価償却資産に受取配当金を加えてかさ上げし，その後，パートナーシップの清算に伴う持ち分の分配を実行して，かさ上げした減価償却資産を税務上の帳簿価格として，減価償却費の増額を行った。

⑥ **トーマス・プロジェクト**（Tomas Project）―減価償却資産への転換―

パートナーシップが連邦法人税法上，納税主体とされない規定（パートナー個人段階で個人所得税が課される）の非法人を利用した手法である。パートナーシップに関する規定のうち，パートナーシップに財産を拠出する場合における課税繰延の取り扱い，これに伴う資産の帳簿価格の調整の規定（IRC 756）を利用することにより，非償却資産から減価償却資産に転換することによって将来の減価償却費の増額を通じて，税務上の利益を受けることを狙いとした。

⑦ **コンドル・プロジェクト**（Condor Project）―減価償却資産の創出―

エンロン社とその子会社がパートナーシップを組成し，パートナーシップの清算に伴い，拠出した資産の持ち分の償還に係る資産の帳簿価格の税法の規定（IRC 704(ｃ)）に基づき，パートナーシップは拠出された減価償却資産を15年間減価償却してきた。その帳簿価格残高はほとんどゼロに近いもの（既に99％償却済み）から，任意の帳簿価格に引き上げ，これに基づき再び減価償却をするのである。このスキームは経済的支出なしに，減価償却資産を創出して税務上の減価償却費を計上するのである。

⑧ **タミー・プロジェクトⅠ**（Tammy Project 1）―減価償却費の増額―

エンロン社がパートナーシップに含み益ある減価償却資産を負債とセットにして拠出し，将来，減価償却費の増額を意図したものであった。パートナーシップは当該減価償却資産を第三者に売却して譲渡益を実現して，パートナー

シップの持ち分の価値を引き上げ，その持ち分を別のパートナーシップに譲渡した後，減価償却資産の譲渡益によって得た資金を用いて，第三者から経済的価値の低い減価償却資産を購入した。その後，パートナーシップは解散し，その清算に伴い，当該価値の低い減価償却資産を持ち分の償還を通じて，上記の別なパートナーシップに引き渡されると，当該価値の低い減価償却資産は，経済的価値の高い減価償却資産として引き継がれることになる（IRC 732（ｂ））。

⑨ **タミー・プロジェクトⅡ**（Tammy Project 2）―減価償却費の増額―

タミー・プロジェクトⅠと同じで開始年度が異なるだけである。

⑩ **アパッチ・プロジェクト**（Apache Project）―循環金融利息の損金算入―

エンロン社が普通出資証券で 60%，オランダの非関連会社（第三者）が優先出資証券で 40%の出資で設立したオランダの法人（ただし，税法上はエンロン社が過半数の株式を所有する被支配外国法人である＝CFC）が，アメリカ国内の非関連者に対して融資を行い，融資を受けた非関連者が融資額とほぼ同額の売上債権を，アメリカ国内のエンロン社の関連会社から買い取る（Factoring）ことで，再びエンロン社のグループに資金を還流させることを目的としている。この一連の資金取引から生じる損益は，連結会計上，グループ間取引として消去されるため，会計利益に影響を与えないが，税法上は，自己金融による 60%（エンロン社の 60%の出資に基づく）の支払利息相当額が損金算入されるので課税所得が減少することになる。

⑪ **レニゲード・プロジェクト**（Renegade Project）―節税報酬の受取―

エンロン社がプロモーターに節税を発生させ，エンロン社がその報酬を受け取ることを目的としている。具体的には，プロモーターである投資銀行Ｘが有する子会社Ａへの 25 年満期の手形貸付債権を，金融資産証券投資信託（Financial Asset Securitization Investment Trust：FASIT）に譲渡する際に，投資銀行Ｘは，その手形貸付債権の時価の算定を IRC 860 の規定に基づき，将来の金利収入および元本の償還を，連邦適用利率の 120% で手形債権を割り引くことにより，課税所得を計上することになる。しかし，この課税所得の増加は一時的なものであり，将来，FASIT から投資銀行Ｘへの投資信託収益金の分配金および元本の支払いを通じて，投資銀行Ｘの課税所得を減少させることができる。エンロン社はこの節税に係る報酬を投資銀行Ｘから受け取ることになる。

⑫ **バルハラ・プロジェクト**（Valhalla Project）―節税報酬の受取―

第三者であるドイツの銀行Ｅが，エンロン社の関連会社であるドイツの銀行Ｄから取得した受取配当は，ドイツの税法上，配当所得が益金不算入となる。その一方，銀行Ｅがエンロン社から借り入れた資金に係る支払利子が，銀行Ｅにおいて損金算入できるように仕組むことによって，銀行Ｅに税務上のメリットを与えることを目的しており，エンロン社は，この節税計画に関する報酬を受け取ることになる。

上記の 12 組の仕組み取引を，国際的租税回避行為の主な類型別に整理すると，⑩のアパッチ・プロジェクトは，海外関連会社を通じた迂回金融であり，マネー・ロンダリングに類する行為と考えられる。⑩以外の仕組み取引は主に，非法人として法人所得税が課税されない海外および国内におけるパートナーシップ（個人段階で所得税が課税される）を利用したものであり，損失の二重控除，非減価償却資産を減価償却資産に転換または増額，および節税・租税回避プランをプロモーターに提供することによる報酬であり，上記の移転価格操作等の類型にはあて嵌らないと考えられる。

エンロン社の高度なスキームによる国際的租税回避戦略は，行き過ぎた節税を中心とする経営戦略となり，それが本来の正常な事業活動を阻害して巨額な赤字を生み出す結果となり，この赤字を隠蔽するために営業報告書を粉飾する

に至り，これが明るみに出て経営破綻をもたらし，株主や投資者・利害関係者に重大な損害を被らせる結果となった。エンロン社の膨大な構造的租税動機取引による国際的租税回避行為と粉飾決算の発覚は，政府の現行税制や執行体制の不備を改めて認識させることになり，さらに，財務会計に関する監査およびコーポレート・ガバナンスの強化を図る必要性が論じられるようになった。次節ではこれらの問題についてJCTの税制勧告の概要と，2002年に制定された財務会計情報等の開示による投資家保護に関する法律について検討する。

3．米国議会課税合同委員会（JCT）の税制改正の勧告と投資家保護法の制定

⑴ JCTの税制改正勧告

JCTは，エンロン社の構造的租税動機取引が税法や行政のルールの要件を文理解釈では満たしているが，タックス・ベネフィットと財務会計上のベネフィットを得ること以外の目的を有しないと認めた。これらの取引は形式的には合法的であるため，これに対抗するには強力な租税回避防止規定が必要であると考え，次のような措置を採るべきであるとした。すなわち，①租税以外の事業目的または経済実体を欠如した取引を行う納税者の租税回避コストを引き上げること。②節税のみを理由として，節税額を原資とする財務諸表上のベネフィットの入手は，税務上有効な事業目的と認めるべきではないこと。③タックス・ベネフィットを得ることを目的とする取引や協定において，当事者として特殊な団体を利用することに対して厳格なペナルティを科すべきこと。④納税者の申し立てが不実であることを知りながら，助言を提供した税務顧問に対して制裁規定を設けること。⑤財務会計上のベネフィットを得る目的の取引が多いことから，税務会計ルールの変更の必要性を検討するべきこと。⑥納税者に租税動機取引を詳細かつ，タイミング良く開示させる必要があることを述べた。

JCTは，これらのことを考慮して，税制改正について以下の勧告を行っており、その主要な内容は，①経済的損失の二重控除を認めるべきではないこと。②脱税または租税回避のために行う法人の買収を抑止するルールを強化すること。③連結グループにおける収益・利潤のレプリケーション（replication＝収益の重複計算）についてガイダンスを定める必要があること。④サブパートF所得の配分ルールに濫用防止規定を追加するべきこと。⑤一定の法人所有生命保険の従来のルールを廃止すること。⑥負債・株式資本の再分類ルール（過少資本）を修正すること。⑦「異常配当ルール[22]」を強化すること。⑧パートナーシップの利益配分の濫用防止ルールを強化するべきこと[23]。⑨金融資産証券化投資信託（FASIT[24]）を廃止すべきこと。⑩不適格負債に関する利子控除否認ルール[25]による50％関連者基準を排除すべきこと等であった。

しかしながら，JCTの勧告に対する税制改正の動きは現在のところ未だ現れていない。他方，不正財務会計処理については，後述のように迅速な対応が見られた。

22）「異常配当ルール」とは，法人が配当期日の直前に，配当支払株式を取得し，受取配当控除を受ける資格を得てから2年以内に当該株式を売却し，キャピタル・ロスを生じさせる「配当ストリップ取引」を規制するルールである。IRC 1059（a）(1)

23）濫用防止規定は，資産の拠出と，その資産に係る租税項目の対応的配分が，パートナーシップの合計税額の現在価値を著しく減少することを規制するものである。RC 704（c）

24）FASITは，一般法人が一定の要件を満たして発行する課税上の債務として取り扱われる債務証券である。この証券から生じる収益は証券所有者の段階で課税される。前掲注21）本庄　資 p.21

25）1997年6月8日以後に法人が発行する債務証書に係る利子・割引料は，当該証書発行会社の株式で支払うべきものは，損金として控除することはできない。IRC 163（1）

⑵　投資家保護に関する法律の制定

2002年7月，アメリカ議会は証券取引に関する企業情報開示の正確性および信頼を向上することにより，投資家を保護するための法律サーベンス・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）を制定した。上述のエンロン社やワールドコム社等の大企業による不正な情報開示が相次ぎ，これにより投資家は不測の損害を被ることになり，証券市場に対する投資家の信頼は大きく揺るがされたためであった。同法は連邦証券諸法の中核をなす1933年証券法，1934年証券取引所法の制定以来の大改革をもたらした。同法は企業監視者の機能不全を背景としており，その内容は，①上場会社会計監査委員会の改革[26]，②財務情報公開の強化，③監査人の独立，④企業責任，⑤証券アナリストの利益相反行為[27]の防止，⑥証券取引委員会の財源と権限，⑦調査研究と報告，⑧企業不正と刑事不正に関する説明責任，⑨ホワイトカラー犯罪の罰則強化，⑩法人所得税申告書の虚偽記載，⑪企業不正の説明責任の11項目にわたっている[28]。

この中で特に重要とされる事項は，監査法人の監視体制の強化と，監査委員会の1934年以来の改革であった。さらに，企業の経営責任に伴う経営陣への罰則強化，および財務会計に関する情報開示の迅速化等である。同法の適用状況は未だ明らかにされていないが，規制強化の行き過ぎた部分があるとの批判も見られ，さらなる見直しを示唆する声も聞かれる。

本章の最後に，以上を簡単にまとめておく。冷戦終焉後の1990年代におけるグローバル化はアメリカ企業のグローバルな事業戦略の一層の拡大を伴い，企業は生産と流通の世界的ネットワークを構築して市場の拡大を図るほか，外国税額控除の利用など，国際的租税回避戦略や財務戦略により，利潤の極大化を図った。その結果，移転価格操作を典型とする多様な租税回避手段が現れたが，国際的租税回避戦略は，エンロン社の事例に見られるように，従来の手段類型を越える操作を含む多様で複雑なスキーム――損失の二重控除，非減価償却資産の減価償却資産への転換，国際的循環金融利息の損金算入など――による不当な租税回避行為を生み出すに至った。さらに，簿外債務の未処理など不正な財務会計処理による粉飾決算報告書が頻繁に行われた。こうしたアメリカ企業の国際的租税回避行為や不正財務会計処理に対して，政府の対抗措置の強化や税制改正の勧告，および投資家保護の法律の制定がなされてきた。換言すれば，最近におけるアメリカ多国籍企業の利益と国家利益との対立は，企業の海外業務の拡大に伴って生じる外国税額控除の増大を超える国際的租税回避行為を対象とするものとなり，しかも，国際的租税回避行為は従来の類型によっては把握しきれない構造をとりつつある。

Ⅲ　租税優遇措置の濫用行為

1．1980年代以降における国内租税政策

アメリカにおける租税優遇措置の濫発問題研究の嚆矢は，ジョン　F．ウイッテ（John F. Witte 1985）である。ウイッテによれば，1982年現在で租税優遇措置が米国内国歳入法典に存在した数は91に達し，目的分野別では，「特別な経済的誘因措置」が全体の3分の1を占めていると述べている[29]。その導入の時期を探る

26）監査委員会の改革は，一定の要件を満たさない会社は発行株式の上場を認めないように証券取引所に要求している。石田眞得（2006）「サーベンス・オクスリー法概説」p.123

27）例えば，証券アナリストが調査対象会社に投資している場合，情報操作が行われる可能性があり，証券アナリストが投資家に「買い」を推奨していながら，自己の保有証券を売却するケースである。前掲注26）石田眞得　p.47

28）Serbanse-Oxley Act of 2002. Public Law 107-204

29）特別な経済的誘因措置とは，雇用者の被雇用者に対する年金拠出金の損金算入制度等に関する

と，1970 年代から 1982 年にかけて著しく増大しており，その原因は 1970 年代に入ってから公共政策遂行手段として，租税優遇措置が頻繁に利用されるようになり，エネルギー，住宅，都市開発，教育などの分野において特に多くなったとされる。

租税優遇措置が課税の公平を害し，課税ベースを腐食（tax erosion）するものであるという批判は，アメリカに従来からあったが，その代表的なものは，スタンレー S. サリー（Stanley S. Surrey 1970）である。サリーは，①租税優遇措置は低所得者に比べて高所得者により多くの利益を与えて不公平である。②市場の選択を歪め，資源配分に関する租税の中立性を害する。③課税ベースを狭め，税収を減少させることにより税率を高くする。④政府の政策や政策執行を分裂させ，議会，行政府および予算手続を混乱かつ複雑化させる。⑤結局，租税優遇措置は租税制度を改善するものではなく，むしろ租税制度を著しく害するものであると批判した[30]。

もっとも，租税優遇措置が一概に誤りであると決めつけることはできない。一国の経済政策は，国際経済環境および国内経済社会状態をあらゆる角度から眺めて決定しなければならない。租税優遇措置は経済社会政策の財政分野における措置であり，政府が，停滞した国内経済の建て直しや，国民の福祉や生活の向上を図るなどの一定の政策目的を達成するために必要な措置である。さらに，税法本則の不備や構造的欠陥がある場合に，これを補正し法律として成文化するのに時日を要する場合は一時的措置として有益である。問題となるのは，このような租税優遇措置の安易な濫発や，一時的あるいは臨時的措置が恒久化して存置されることにより，多くの弊害や租税優遇措置の濫用行為が現れてくることである。以下では，政府の租税優遇措置の展開過程を概観しておく。

① レーガン税制改革

――経済再建と税制の簡素化――

1970 年代のアメリカ経済は，戦後の順調な経済成長の基調から，インフレの強まりと経済的停滞の併存するスタグフレーション基調に転換した。スタグフレーションは財政収入または税制にも大きな影響を及ぼし，納税者の所得はインフレによって名目的に増加したが，個人所得税の累進税率構造により，税引き後の実質所得の低下が見られた。実質所得の低下は，国民の生活水準の低下をもたらし，社会保障制度や社会福祉制度の拡充が求められることになった。政府はこれに対して 1971 年および 1975 年に個人所得税の減税を実施したが，それは低所得階層のみに止まり，累進税率ブラケット適用の中間層以上の所得階層の不満がいっそう強まった。以来，各政権は，財政一般の均衡とともに，租税政策をそれぞれに展開してきたが，それらは種々の租税優遇措置の導入につながった。レーガン政権は，このような不満を背景に新たな租税政策を打ち出した。

レーガン政権期における国内租税政策の主要な柱は，1981 年経済再建法と 1986 年税制改革法であった。1981 年経済再建法は，投資・貯蓄・労働のインセンティブを回復し，国内経済の活性化と，資本の形成・雇用促進・アメリカの国際競争力を強化する，いわゆるサプライサイダーの政策論理が特徴とされる。他方，1986 年税制改革法の主要な目的は，租税優遇措置を縮小して，それを財源に税率構造を比例的かつ低水準にすることであり，いわゆる「包括所得税（Comprehensive income tax）」の論理を採り入れた。この論理の中心となるものは，税

租税の軽減または免除である。John F. Witte（1985）*The politics and development of the Federal income tax*. University of Wisconsin Press. pp.276－282

30）Stanley S. Surrey（1970）*Tax incentive as a device for implementing government policy: a comparison with direct government expenditures*. *Harvard Law Review*. Vol.83, No.4, pp.719－725 田島　裕訳（1973）『租税法研究』第 1 号 pp.23－30

制の公平・税の中立性・税制の簡素化を図ることであった[31]。

②　ブッシュ政権の増税政策

――財政赤字の削減――

ブッシュ政権は，冷戦終結と景気後退という財政構造と予算過程に大きな変容を迫る環境変化に直面した。冷戦の終結がアメリカの安全保障・軍事戦略に根本的な転換を迫ることになり，財政過程においては，大規模な軍事費削減を通じて，財政赤字削減，さらには国内民政プログラムの拡充を主張するいわゆる「平和の配当」論が台頭した。こうした切迫した局面に対応するため，ブッシュ政権は包括財政調整法（Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990 : OBRA）を制定した。同法の骨子は，軍事費の削減，メディケアの支出削減，ガソリン税をはじめとするエネルギー課税の強化，高額所得者に対する所得控除縮小による個人所得税の強化などの増税であった。

③　クリントン政権の租税政策

――法人所得税の増税と個人所得税の減税――

クリントン政権第1期の1993年包括財政調整法（OBRA）は，ブッシュ政権と同様に，財政赤字を削減することを目的とした。同法に含まれる主な税制改革の内容は，個人所得税については，富裕階層に対する所得税の累進税率の強化であり，法人所得税については，租税優遇措置の投資促進税制の大幅な縮小であった。

第2期のクリントン政権は，中所得層向けの減税を中心にする一方，課税ベースの拡大による法人所得税の増税，および期限切れの諸税（航空輸送税等）の期限延長・再導入を中心とする増税を行った。このようにクリントン政権は法人所得税の増税を実施したが，その一方において，個人所得税の減税政策を行い，例えば，納税者負担軽減法（Taxpayer Relief Act of 1997 : TRA），租税負担軽減措置延長法（Tax Relief Extension Act of 1999）などを制定した。

④　ブッシュ Jr. 政権の大型減税政策

――景気回復政策――

2002年から始まったブッシュ Jr.政権は，2000年後半以降IT関連産業を中心に景気の減速と9月11日の同時テロの発生後の景気後退に直面した。このような情勢から，ブッシュ Jr.政権は2002年2月に，大型減税の実施を提案した。この提案は，景気刺激策として「雇用創出および勤労者支援法」が2002年3月に成立した。さらに，ブッシュ Jr.政権は，イラク戦争と景気後退の二つを最大の課題としており，国防関連やテロ対策に関する予算の大幅な増加，および景気刺激策として減税措置を採った。

以上，各政権は，財政均衡を目処としつつ，それぞれに経済成長の成果を通じて税収を確保しようと努めるとともに，一方では従来の租税優遇措置の整理・縮小・廃止を図りながら税制の簡素化を追求し，他方では新たな租税優遇措置を導入してきた。表5は，以上をまとめたものである。

2．租税優遇措置の規制問題と議会

租税優遇措置の濫発による弊害を除去するために，一面では歴代の政権はこの問題に取り組んできたが，議会の反応は必ずしも十分ではなかった。1970年代以降の国内経済成長の停滞，エネルギー危機，国内産業の国際的競争力の低下などの経済危機がアメリカを襲い，むしろ，これを乗り切るため，租税優遇措置を政策遂行の手段として活用すべきという意見が議会において支配的であり，1970年代から80年代には逆に多くの租税優遇措置が導入された。

しかしその一方においては，租税優遇措置を一般的に規制しようとするいくつかの試みもなされた。この試みを代表するのは，1977年に

31）包括所得税は，当時のベーカー財務長官（Baker A. James）が議会の公聴会で，その提案理由として，1954年税制改革法以来税制が複雑となり，不公平感が高まり，さらに複雑な税制を利用する租税回避行為が増加して，経済成長が阻害されていると証言した。

表５　租税優遇措置の新設と増税政策の推移　1981―2006 年

	個人所得税		法人所得税	
各政権	租税優遇措置・一般減税	増税措置	優遇措置・一般減税	増税措置
レーガン（1981－1988）	1981 年経済再建法：最高税率 70%から 50% に引き下げ，低所得者層の課税軽減 ＊減税規模（2001－2005） 104 億ドル		加速度減価償却制度の新設，投資税額控除の拡大，適格ストック・オプションの新設	タックス・シェルターおよび租税優遇措置の濫用行為の否認
	1986 年税制改革法：最高税率 50%から 28% に引き下げ，10% 税率ブラケットの創設 ＊減税規模（2002－2011） １兆 6,130 億ドル	課税ベースの拡大 最低税率 12%－15%に引き上げ	最高税率 46% から 34% に引き下げ，寄付金控除限度額の引き上げ，研究開発費の税額控除の期限延長	投資税額控除廃止制度減価償却制度の縮小
ブッシュ（1989－1992）	1990 年包括財政調整法：医療保険料に係る税額控除の優遇措置の新設 ＊減税規模（2003－2012） 5,910 億ドル	高額所得者の所得控除の縮小	サンセット（優遇措置の時限立法措置）条項の撤廃，ハイブリット車取得費用の税額控除	ガソリン税等の課税の強化
クリントン（1993－2001）	1993 年包括財政調整法：中所得層の減税，婚姻ペナルティ軽減措置の前倒し ＊減税規模（2004－2010） １兆 3,070 億ドル	富裕層の累進税率の強化	配当二重課税の廃止	課税ベースの拡大
	被扶養者等の税額控除の拡大，住宅取得税額控除の新設，キャピタル課税の軽減 ＊減税規模（2005－2014） １兆 1,211 億ドル	予定納税遅滞ペナルティの免除最低額の引き上げ	小規模法人の退職年金制度の税額控除の新設，省エネ設備投資の税額控除	租税優遇措置の整理 環境税の新設
ブッシュ Jr（2002－　　）	雇用創出・勤労者支援法：大型減税新租税優遇措置の導入（税額控除等） ＊減税規模（2006－2015） １兆 4,053 億ドル	租税優遇措置の濫用防止 優遇措置の整理	海外子会社からの配当額の 85% 控除 国内製造活動に係る所得控除の新設 S 法人の株主数制限の緩和	海外所得免税制度の段階的廃止
	租税優遇措置減税の恒久化，貯蓄優遇措置の拡充，ハリケーン被災者の減税措置 ＊減税規模（2007－2016） １兆 7,412 億ドル		小規模法人の即時減価償却枠の拡大，研究開発費の税額控除の恒久化，省エネ優遇税制措置（電気・ガス・石炭・石油）	

資料：「財政金融統計月報」租税特集　Vol. 134（1980）－Vol.648（2006.4）
（注）＊減税規模は，個人所得税および法人所得税その他を含めた全体の見込み総額である。
各政権欄の上段は第１期，下段は第２期である。

マスキー上院議員から提出されたサンセット法案（Sunset Bill）である。この法案は，５年ごとに連邦政府の全ての租税優遇措置を見直し，効果の明確でないものは，順次廃止するという内容であった。この法案は上院政府問題委員会で審議の後，1978 年 10 月で可決され下院に送られたが，しかし下院はこの法案に関心を示さず，結局，廃案となった[32)]。

サンセット法案の審議の過程では，租税優遇措置の取り扱いが問題となった。租税優遇措置を S. サリーの言う「隠れた補助金」の支出であると解すると，租税優遇措置もサンセット法による評価の対象となる。しかし，租税優遇措置の存廃を決定する権限は，従来から上院財政委員会と下院歳入委員会にあったので，サンセット法は，その権限を奪うことになる。その理由から上院本会議に提出された法案は，租税優遇措置をサンセット法の評価の対象から除外して可決され，下院にその議案が送付された。既に租税優遇措置がサンセット法による評価の対象から外され，この法案を審議する意義がもはや無くなったことから，下院が関心を示さなかったと推察されるが，そのように法案が骨抜きされたのは，大企業や産業界，労働団体（主要なものは，合衆国商工会議所，全国産業連盟，米国労働総同盟産別会議）が，サンセット

32）Stanley S. Surrey & Pual R. McDaniel（1985）. *Tax expenditures*. Harvard University Press. pp.55－65

法による評価によって租税優遇措置が廃止されることを恐れ，評価の対象から除外するように議会に対してロビーイング活動などの圧力を加えたことがあった。この結果，サンセット法案は骨抜きにされ，廃案の運命を辿り，租税優遇措置の増加に歯止めがなくなり，増加する一方となった。

ロビーイング活動が活発になった原因は，政党の機能が近年，特に 1970 年代以降になって低下してきたことであり，政党が本来の機能である国民の政治的利害を表現する通路としての役割を果たし得なくなったことによる。上下議院内政党に属する議員は共和党や民主党などの党派を問わず，各議員は大企業や労働団体など利益団体のロビーイングに対して積極的に応ずる構えを示しており，このために議院における各委員会の重要なポストを獲得することに熱心であり，国民の政治的利害を代表するよりも，むしろ大企業や利益団体の代弁者として議会活動をしているとの批判もある。

この他，大統領と議会との確執も租税優遇措置の削減問題に関わっている。1986 年のレーガン政権の税制改革の主要な目的は租税優遇措置の縮小であったが，これが成功しなかった主な原因の一つは議会との確執であった。レーガン大統領の属する共和党は政権党であったが，予算編成において重要な役割を果たす下院議会で多数党の座を占めているのは民主党であった。大統領就任時の議席数は，上院では共和党 53 議席，民主党 46 議席で共和党優位であったが，下院では共和党 192 議席，民主党 243 議席で民主党が圧倒的多数であった。このように，大統領と議会が異なった政党によって支配されている状態，すなわち，分割政府（divided government）」は，戦後アメリカ政治の特徴の一つであった。このような政治状況にあっては，大統領の議会に対する指導力の弱さが政策遂行に当たって重大な障碍となったのである[33]。各政権による租税優遇措置の導入とともに，議会が租税優遇措置の導入を支援し，またその規制や撤廃を困難にした側面に留意する必要がある。

では，租税優遇措置がいかに濫用されたのであろうか。再びエンロン社の事例を通じて見ることとしょう。

3．租税優遇措置の濫用行為の事例
—エンロン社の粉飾決算—

⑴　ストック・オプション制度の濫用行為
—隠された巨額な役員報酬—

ストック・オプション制度は，経営者や被用者に対して一定の行使価格で自社株式を取得できる権利を予め付与する制度である。これによって自社の株価が行使価格を超えて上昇すればするほど，権利を付与された経営者や被用者の経済的利益が増加する。同時に，経営者と被用者が労使一体となり，経営改革の実行や経営業績の向上に向かって努力するという効果も期待できる。

ストック・オプション制度は，適格型（奨励型 incentive stock option : ISO）と非適格型（nonqualified stock option）に大別される。適格型は，税法上の一定の要件を満たしたストック・オプションであり，個人所得税については，権利付与時および権利行使時では所得認識がされず，株式を実際に売却した時点でキャピタル・ゲインとして全額課税される。すなわち課税が繰り延べられる優遇措置があり，1981 年に導入された。しかし 1986 年改正以降は，権利行使時に代替ミニマム税（Alternative Minimum Tax : AMT[34]）が課税されるようになった。これに対して非適格型は，一定の厳格な要件はないが，個人所得税においては，権利行使時に報酬・給与として課税され，売却時にはキャピタル・ゲインとして課税される。法

33）吉原欽一（2000）「現代アメリカの政治権力構造」pp.6－7

34）租税優遇措置を受ける納税者に対して最低限の税を負担させる措置である。IRC 55－59

人所得税の計算においては，権利行使時に個人所得税が課税された課税所得（報酬・給与）と同額が法人の課税所得から支払報酬・給与として控除される。この控除は会計上，費用として計上するかしないかは法人の任意であり，会計利益を増すため，あるいは会計上の赤字を隠蔽する手段として，しばしば利用されており，巨額な役員報酬が損益計算書に計上されなかった。

非適格型は，既に1923年から存在しており，税法上は1969年内国歳入法第83条により，その取り扱い規定が明確にされた。ストック・オプション制度を採用する法人は，非適格型が95%で適格型が5%であるという調査結果がある（Hall and Liebman 2000[35]）。

しかし，1990年代後半に入り，ストック・オプション制度の非適格型に対する批判が高まってきた。1980年代半ば以降の株価上昇の中で，法人企業の役員報酬が巨額化しているにも拘わらず，ストック・オプション控除によるその巨額な役員報酬や被用者の給与が損益計算書に計上されず，財務会計上隠されたままにあったからである。その結果，課税所得と財務会計上の所得とが大きく乖離することになり，外部からの法人の業績判断を誤らせるおそれが生じてきた。

その後の実際の調査によれば，サンプル法人企業150社の大半は，損益計算書に費用を計上していないことが判明した（Tang and Conroy 1998[36]）。

1990年代後半以降，ストック・オプション制度を採用する企業が増加し，その恩恵を受けるのは大企業とその役員であると論じ，巨額化している役員報酬の開示をするべきであると米国労働総同盟産別会議（AFL-CIO）は主張した。

この問題について，米国上院政府問題委員会の委員長レヴイン（Levin）上院議員は，1992年1月31日の公聴会において，役員報酬・給与を企業の損益計算書の費用の部に計上するべきことを提案した[37]。しかし，この提案は産業界の大反発を招き，多額の報酬・給与の費用計上を余儀なくされる企業の不利益の問題は政界にも影響を与えた。すなわち，ベンチャー企業を始めとするアメリカ企業のストック・オプション制度の利用抑制を招き，ひいては，アメリカ経済の活性化にネガティブな影響をあたえる可能性があると懸念したのである。次表6は上記の事例として，エンロン社の報酬政策と雇用政策を示しており，巨額化した役員報酬，被用者の給料・賃金，ストック・オプション控除，従業員の退職年金拠出金等の1998年から2000年までの実績を表している。

①の連結納税申告書で控除された報酬額は，役員報酬・給与，被用者に対する年金給付プラン，ストック・オプションに係る利益分配プラン，上記以外の被用者給付プランに係る支出である。巨額化した役員報酬は1998年対比2000年で増加率635%となり，報酬全体に占める比率も16%から32%に増加した。これと対照的に年金・利益分配等のプランは1998年対比2000年の増加率は逆にマイナス97%になった。これは2000年には，「上記以外の被用者給付プラン」に組み込まれた結果であり，適格年金や利益分配制度その他ファンド形態の給与繰延プラン以外の保険・医療・福祉プログラム等や，非適格の株式報酬であるストック・オプションが含まれていた。こうした結果，給与・賃金の現金報酬の伸び率が低下し（98年対比124%），株式報酬が増加して最後の「上記以外の被用者給付プラン」の2000年における1998年対比増加率は423%に増加した。

35）Hall & Liebman（2000），*The Taxation of Executive Compensation*．渋谷博史監訳「アメリカの連邦財政」日本経済評論（2006）p.160

36）Tang & Conroy（1998），*A Furture Look at Corporate Disclosure on Employee Stock Options.* 渋谷博史監訳「アメリカの連邦財政」（2006）日本経済評論社　p.162

37）U.S. Senate Committee on Governmental Affairs（1992）．pp.2－3

表6　エンロン社の報酬政策と雇用政策の実績　1998－2000年

①エンロンの連結納税申告書で控除された報酬額　（単位：千ドル）

	1998		1999		2000		増加率（対前々期）
役員報酬	149,901	16%	313,312	20%	952,492	32%	635%
給与・賃金	449,746	48%	702,725	44%	557,550	19%	124%
年金・利益分配等のプラン	628	0%	834	0%	20	0%	－97%
上記以外の被用者給付プラン	344,676	36%	569,278	36%	1,456,796	49%	423%
合　　計	944,951	100%	1,586,149	100%	2,966,858	100%	314%

②エンロンの被用者（役員含む）上位200人の報酬　（単位：千ドル）

		1998		1999		2000		増加率（対前々期）
現金	賃金	66,143	34%	84,145	21%	172,597	12%	261%
	ボーナス（賞与）	41,193	21%	51,195	13%	56,606	4%	137%
株式	ストック・オプション	61,978	32%	244,579	61%	1,063,537	75%	1,716%
	譲渡制限付株式	23,966	12%	21,943	5%	131,701	9%	550%
合　　計		193,280	100%	401,862	100%	1,424,441	100%	737%

③エンロン連結納税申告書におけるストック・オプション控除の状況　（単位：千ドル）

	1998		1999		2000		増加率（対前々期）
従業員（役員含む）上位200名[1)]	61,978	49%	244,579	66%	1,063,537	69%	1,716%
その他の被用者[1)]	63,365	51%	123,219	34%	486,211	31%	767%
全被用者（役員含む）合計	125,343	100%	367,798	100%	1,549,748	100%	1,236%

資料：Joint Committee on Taxation (2003), *Report on investigation of Enron Corporation and related eitities regarding Federal tax and compensation issues, and policy recommendations*.
注1）の従業員（役員含む）上位200名の金額は発生額で損金算入額ではない。その他の被用者の注1）は，前記の上位200名とは別に損金算入され，税務申告書にストック・オプション控除がなされている。

②は，上記①の上位200人（役員を含む）の報酬支払の方法であり，現金支払いは賃金・賞与で1998年に比して2000年には賃金が261%，賞与が137%それぞれ増加した。しかし，株式で支払われた報酬・給与は，ストック・オプションに係る額の増加率は1,716%，譲渡制限付株式は550%で，両者の合計は737%であった。譲渡制限付株式は，後述の確定拠出型退職年金制度（DC）の401（k）に係る被用者の拠出金であり，ストック・オプションと同様な仕組みとなっている。

③は，連結納税申告書におけるストック・オプション控除の状況であり，2000年の1998年対比増加率は全体で1,236%となった。すなわち，1998年の約1億2,500万ドルのストック・オプション控除が2000年には約15億5,000万ドルとなり，この控除額は連結税務申告書にのみ記載され，損益計算書には計上されていなかったのである。

ストック・オプシヨン制度はまた，不正会計処理の温床にもなっており，自社株を権利付与者のために違法な手段（利益を過大表示する粉飾決算やインサイダー取引など）や，会社が自社株式を買い戻して消却するなど，不当に市場株価を吊り上げて，権利行使時や株式売却時に巨額の経済的利益を得るケースが最近において増加しており，不正会計による粉飾決算は，エンロン社に限らずアメリカの多くの大企業が行ってきた[38)]。

38）藤田敬司（2005）「ストック・オプション会計の進展と論点」『立命館大学』第44巻第3号 p.10

(2) 退職年金制度の濫用行為

―自社株投資強制問題―

アメリカ国民の老後の生活は，政府の公的年金制度，企業年金のほか，個人の自助努力による貯蓄により成り立っている。公的年金制度は社会保障年金のみであり，企業年金は一方では，公的な退職後所得システムの一環としての役割を与えられ，他方では雇用主の私的な企業福祉制度を生来の本質としている。しかしながら，この異なる二つの性質は無条件に調和するものではなく，むしろ，しばしば対立する。企業年金政策の課題は，この両者の調整問題にある。すなわち，退職年金制度の中心的論点は企業年金制度であり，その内容や制度の設定は，雇用主の被用者に対する退職年金提供目的や考え方に応じてさまざまな形態を取る。

政府は，被用者の私的年金に関する年金受給権を保障するため，1974 年に従業員退職所得保障法（Employment Retirement Income Security Act of 1974.：ERISA 以下エリサ法）を制定した。この法律は従来の確定給付型年金（Defined Benefit Plans：以下 DB）に対して，多くの報告義務を課すほか，制度を維持・運営していくための規制を強化した。このため，規制の少ない確定拠出型年金（Defined Contribution Plans：以下 DC）が増加してきた。その後，1978 年に被用者の課税前所得からの拠出が認められる 401（k）条項がエリサ法に追加されたことから，課税の繰り延べ効果の大きい 401（k）に基づいた DC が急速に増加した。DC は税法上，適格型と非適格型に分けられ，適格型には租税優遇措置があり，被用者は課税の繰り延べが認められ，雇用者は企業の拠出金を損金として認められ，拠出金の運用益は企業の益金から除外される。他方，非適格型では，企業の拠出額は被用者に年金給付がされるまで損金として認められず，さらに，拠出金の運用益は企業の益金として課税される。エンロン社は，租税優遇措置が認められる DC の適格型を採用した。

DB では，勤続年数や平均給与などから構成される一定の給付算式に基づいて退職後の給付額が決定される。DC は，各被用者の口座に雇用者と被用者自身が資金を拠出し，その資産運用によって将来の受給額が決定される。この両者を区別する最も重要な定義は，年金給付のための積立金の資産運用のリスクを誰が負担するかにある。DB の場合は資産運用の実績如何に関わらず，そのリスクは雇用主が負担する。これに対して DC は，資産運用のリスクは被用者が負い，その結果が退職後の給付額を左右することになる。

この資産運用のリスクを劇的な形で露呈させたのが 2001 年のエンロン社の破綻事件であった。エンロン社は DC の 401（k）に係る拠出金を自社株購入の形で被用者が拠出することを強く奨励し，あるいは強制していた。エンロン社にとっては，被用者に自社株を保有させれば株価対策にも有効であったからである。さらに，被用者は一定の年齢（50 才）に達するまで自社株を保有することを義務づけられ，被用者はこの自社株を売却することはできなかった。エンロン社のこのような措置の結果，401（k）資産の 60% 程度に相当する約 10 億ドルが自社株に投資されていた。また，個人別に見れば 401（k）資産の 90% 以上を自社株に充てていた被用者も数多く存在していた。被用者たちは，エンロン社の破綻に伴って職を失うと同時に，年金資産の大半を失う結果となった[39]。

自社株偏重の投資は，リスクを避けるための分散投資の観点から好ましくない。DB の場合は，エリサ法によって年金資産の 10% 以上を自社株に投資することが禁止されていた。DC においても，1997 年納税者救済法（The Taxpayer Relief Act of 1997）において自社株投資を制限する条項が追加されていた。しかし，

39）渋谷博史（2006）「アメリカの年金と医療」pp.107－108

この規制は雇用主の拠出金は適用除外とされ，また加入者自身の任意による自社株投資は禁止されておらず，その規制の実効性においては乏しいものであり，ここに雇用主の被用者を経済的に支配する立場の優位性が，被用者に自社株投資を強制する結果となった。

上記の自社株投資強制や売却制限の問題のほか，ブラックアウト，加入者への投資教育等の問題について議会では各政党，米国労働総同盟産別会議（AFL-CIO）などから多くの改革案や規制強化の提案がなされた[40]。その結果，2002年7月に成立したサーベンス・オクスリー法は，3日以上のブラックアウトの実施に際しては，被用者に対しては，30日前に通知を義務づけ，会社役員にはブラックアウト期間中に自社株取引を禁止した。だが，自社株の保有および売却制限の規制は，財産化された年金権受給権の制約となり，それは被用者個々人が有する私的判断への制約を意味することから法的規制の成立には未だ至っていない。

本章では，国内における租税優遇措置の導入がその濫用行為を生み出したことを見てきた。エンロン社のストック・オプション制度や退職年金制度の租税優遇措置の濫用行為などはその典型であった。このようなことから租税回避行為に対する対抗措置が政府と議会で問題とされるに至るのは当然でもあった。そうした対抗措置について次章において見ることにする。

Ⅳ　議会および政府の租税回避行為に対する対抗措置とその効果

1．租税回避行為に対する対抗措置の手段

政府および議会は，一方では租税優遇措置などを推進しながら，他方では国際的租税回避行為や租税優遇措置の濫用行為に対して対抗措置をとることを迫られてきた。以下では，そうした対抗措置の概要と問題について検討しよう。

⑴　議会における立法措置を通じる対抗措置

租税回避行為に対しては，立法行為による対抗措置が求められる。そこで，国際的租税回避行為に対抗するため，1980年代に入って財務省および内国歳入庁（IRS）は，公開こそ最善のタックス・シェルター防止策と考え，潜在するタックス・シェルターの発見と新規のタックス・シェルターの把握と，その内容の審査を可能にする立法措置をとり，一定の基準でIRSに登録を義務づけ，登録されたスキームについてIRSが審理により「濫用的タックス・シェルター」を識別することにより，それ以外のタックス・シェルターを保護するメカニズムを策定し，議会に対してそれらを実現するための立法措置を求めた。議会は，その求めに応じて，1984年にタックス・シェルター登録制度，タックス・シェルター開示制度，投資家リスト保存義務，これらの義務懈怠に対する罰則を導入し，さらに1997年には「秘密法人のタックス・シェルター」の登録義務を追加した。

その後，1999年の財務省タックス・シェルター白書において，財務省はタックス・シェルターによって享受できるタックス・ベネフィットに比して，プロモーター，投資家，租税専門家のコストが低いことがタックス・シェルター発展の要因であると分析し，これに対抗するため，これらの参加者のコストを引き上げなければならないと判断した。そのために，問題のある取引を「報告すべき取引」とし，これを「指定取引」と「それ以外の取引」に区分し，登録義務，開示義務，投資家リスト保存義務の違反に対するペナルティの引き上げを行うことを財務省は議会に提案した。その後，議会はこれらの提案に基づきペナルティ引き上げの立法措置を行った[41]。なお，議会は税法各条文において

40）ブラックアウトとは，退職年金サービスを提供する業者の変更に際して発生する取引停止期間を指し，この期間の被用者は401（k）資産で保有する自社株の株価が暴落するのを傍観するほかは無く，他方，最高経営責任者や役員などの幹部は，この期間にも自社株を売却して損失を免れていた。上掲注39）渋谷博史　p.112

財務長官に規則制定権を付与する「法律の委任[42]」規定を明文化しており，財務省規則に税法各条文におけるその定義やその解釈・適用について具体的に示すようにしている。

租税優遇措置の濫用行為については，エンロン社の巨額な簿外負債の隠蔽，財務諸表の粉飾，インサイダー取引等の不祥事件の発覚では，取締役会や社内監査制度の機能不全が改めて認識され，企業の社会的責任や経営者の経営倫理が問われることになり，政府の企業に対する強力な監視体制とルールが要請されることになり，2002年7月，米国議会がその対策としてサーベンス・オクスリー法を制定したことは前述の通りである。同法は，ストック・オプション制度の濫用行為に対する投資家保護に関する法律とされる。

また，エンロン社の退職年金制度の濫用行為に関する議会の対抗措置として，従来の確定給付型（DB）に対して，エリサ法が制定されており，さらに，納税者救済法には，確定給付型（DC）に対して自社株投資を制限する条項が追加されたことは前述の通りである。

なお，上述の退職年金制度の濫用問題に関して，エンロン社は課税の繰り延べ効果が大きく，規制の少ない確定拠出型年金（DC）の401（k）に係る拠出金を自社株購入（ストック・オプション）の形で被用者が拠出することを強く奨励あるいは半ば強制し，エンロン社はそれによって自社の株価対策や拠出金の資産運用を行っていたが，エンロン社の経営破綻の結果，被用者は年金資産の大半を失うことになったことは前述の通りである。このことから，自社株売却問題や自社株保有問題に関しては，サーベンス・オクスレー法を改正して制限すべきとする民主党・共和党からの提案があったが，雇用主団体であるアメリカ給付協議会（American Benefit Council：ABC）の議会に対する反対があり，法改正には未だ至っていない。

⑵ 行政部門における執行体制の強化と情報の収集

立法措置に基づく租税回避行為への行政的な対抗措置は，執行体制の強化と情報の収集におかれた。租税回避行為に対しては，1999年の財務省タックス・シェルター白書は，濫用的タックス・シェルター発展の要因として税務調査割合の著しい低下を挙げている。そこで，濫用的タックス・シェルターを抑止するには税務調査割合の低下を食い止め，さらに引き上げる必要があり，このため，財務省はタックス・シェルターについて特別な専門的知識と経験を持つ人材や組織機構を設け，IRSの執行体制の強化を図った。

執行体制の強化は3点にわたっている。まず，①税務部門の執行部門を強化するため，IRSは新しいタックス・シェルターに迅速かつ効果的に対処するように，「タックス・シェルター分析室」を設置し，濫用的タックス・シェルターに関する情報を収集分析する執行体制を整えた。次に，②潜在的租税回避取引の早期調査によって，濫用的タックス・シェルターを迅速に識別するため，IRSは特別調査対象選定プログラムを定めた。③濫用的タックス・シェルターの対策として，IRSは，これを撲滅するために特別な組織を設置し，調査部門と徴収部門に，複数の濫用的タックス・シェルター担当グループを設置し，それに伴いさらに，濫用的タックス・シェルターのスキーム担当の管理職，脱税および租税詐欺のみを担当する管理職，およびマネーロンダリング（資金洗浄）管理職をそれぞれ設置した。以上の体制強化に加えて，IRSは，濫用的タックス・シェルターの

41）IRC 6111（a）登録制度，IRC 6111（b）開示制度，IRC 6111(d)秘密法人の登録義務，IRC 6112投資家リスト保存義務，IRC 6707-6708罰則。秘密法人とは，租税回避または脱税目的のために設立した法人を言う。「指定取引」とは，特定した租税回避取引を言う。本庄　資（2004）「タックス・シェルター事例研究」pp.341－372

42）IRC 7805（a），財務省規則31.7805－1

スキームに関する広告をインターネットその他のメディアにより監視すること，濫用的タックス・シェルターのスキームの違法性を広く一般に周知せしめ，そのプロモーターを撲滅するために努力することとした。また，タックス・オピニオンの適正化を図るため，法律的意見等を出す実務家やプロモーターに対し，その基準を明確化し厳格に遵守させること，および，潜在的租税回避取引に参加する投資家を把握し，これを税務調査の対象とするため「投資家リスト」を入手すること，劣悪なプロモーター活動を抑制し，ノン・コンプライアンス（税務当局への非協力）を罰することを目的とするプロモーター対策を講じることとした。その対策としては，文書による投資家リストや登録要件の遵守に関する情報の要求，司法部門の協力体制を強化し，投資家リストその他の資料提出の召喚状による強制，および罰則調査の実施などがある。IRSは，ビジネスとしての濫用的タックス・シェルター産業を抑止するには，情報開示が最善の方策であると考え，IRSは「濫用的タックス・シェルター」と判定したスキームについてNotice（警告）を発し，類似のスキームを否認する警告を行った。

情報収集に関しては，国際的租税回避行為に対してアメリカは租税条約の相互主義に基づき，外国の税務当局との情報交換協定を締結してきた。また，租税条約を締結していない各国，特にタックス・ヘイブン諸国は租税条約を締結しない方針を採っている国が多く，アメリカはタックス・ヘイブンの悪用を阻止するため，近年，積極的にタックス・ヘイブン国との情報交換協定を進めている。既に，ケイマン諸島，アンチグア・バーブーダ，バハマ諸島，アルバ，バルバドスなどとの協定が調印されている[43]。

⑶　裁判所により確立された判例理論の政府の解釈とその応用

租税回避行為への対抗措置は，さらに司法判断によってもなされる。租税回避行為について，アメリカで確立された重要な判例は，事実の認定，当事者の意思の認定，および税法各条項の趣旨・目的の解釈に従うべきものとされる。すなわち，税法のシステムや各条項の文理解釈を満たす「節税行為」を仮装する取引に関して，これを否認する根拠となる個別的否認規定が無い場合において，裁判所はこの判例に従って，税法の個別的否認規定の適用による税務当局の行う否認と同様な結果を引き出すのである。

1999年のタックス・シェルター白書は，租税回避行為の抑止のために司法判断，すなわち判例が有効であると評価しており，実際においてIRSは租税回避事件の裁判では，納税者と次の2点について争っている。第一に，納税者の主張が取引の客観的事実と相違しており，納税者は税制度や税法の条項を誤って適用してその意図した税効果を実現しようとしていること。第二に，納税者が税法の条項を適用して意図した税効果が，税法の本来の目的・趣旨から見て不合理かつ不当なものであり，その「事業目的」および「経済実体」から眺めて，不当な税効果を得るために，作為的な特定の取引を行っていることである。こうした点にかかわる代表的な判例は，グレゴリー判決，エイケン判決，シュールマン判決である。以下，上記三つの租税回避行為に係るIRSの事実認定と裁判所の判決の概要を見る。

①　グレゴリー判決[44]

グレゴリー社はA社の全株式を所有しており，A社はX社の株式を多数保有している。X社の株価が上昇しているが，A社がグレゴリー社にX株式を現物配当すると，時価相当額の配

43）前掲注41）　本庄　資　p.369

44）Gregoly v. Helvering. 293 U.S. 465,（1935）合衆国連邦最高裁判所。

当として税負担が大きくなる。A社がグレゴリー社にX株式を売却すると，A社に法人所得税，グレゴリー社に配当課税がされることになる。そこで，A社はX株式の全てを新設のB社に現物出資し，B社は新株発行を全てグレゴリー社に発行する。アメリカでは現物出資により子会社を設立することは組織再編成として「簿価」を引き継ぐことが認められ，キャピタル・ゲインの繰延が認められる。資産の譲渡を受けたB社が，資産の譲渡をしたA社の株主に株式を発行したときには利得は発生しない。その後，グレゴリー社はX社株式をA社からB社に移転した直後にB社を解散した。B社の唯一の資産であるX社株式は，清算に際してグレゴリー社に交付された。グレゴリー社は，B社の清算所得の分配額（X社株式の時価相当額――取得価格）を長期キャピタル・ゲインとして申告した。その後，グレゴリー社は，X社株式を譲渡した。

IRSは，この一連の取引を実体の無い取引であり，もっぱら租税回避のために行われたと考え，X社株式の時価相当額の配当が行われたものとして課税した。

米国連邦最高裁判所は，グレゴリー社の敗訴とする理由として，一連の取引が行われたことは事実であるが，B社は事業活動を全く行っていない。内国歳入法（IRC）は事業活動を前提として繰延課税を認めている。法は事業目的を欠いた取引を非課税規定の範囲内に置いていないことを掲げた。

この判決は，法の認める法形式を用いて税負担の軽減を図る法的権利があることを認め，事業目的の原理という将来の基本原則となるものを確立した。目的論的解釈の結果として「否認」と同じ結果に到達したのである。

② エイケン判決[45]

エイケン社は，ニューヨークに本拠があるデラウエア州の法人である。IRSは，エイケン社が買収したメカニカル・プロダクト社（以下MPIと呼ぶ）の買収前の支払利子に対する源泉所得税の未納額を徴収したが，エイケン社はこれを不服として租税裁判所に訴訟を提起した。買収前のMPIの親会社はエクアドリアン社（以下ECLと呼ぶ）という英領バハマ諸島にある法人である。MPIはECLから借り入れた225万ドルの借入手形の利子をECLに直接支払う場合には，米国・バハマ租税条約が無いので，アメリカで30%の源泉徴収税が課される。そこで，ECLはバハナ諸島内の子会社を通じて，米国間租税条約のあるホンジュラスに孫会社を設け，請求払手形（一覧払為替手形）と引換えにMPIの借入手形を孫会社に譲渡した。米国・ホンジュラス租税条約では，利子の源泉所得税は免除されていた。したがって，法形式としては，この孫会社の「トンネル会社」を通過させることにより，MPIは借入手形の年間支払利子9万ドルを1964年と1965年に米国の源泉徴収税なしでホンジュラスの孫会社に送金できると考えて実行していた。ホンジュラスの孫会社はMPIからの受取利子をECLに借入金利子として支払うスキームであった。

IRSは，トンネル会社の実体を認めず，MPIの支払利子は実質的に親会社ECLに直接支払われたものとして，未徴収の米国源泉徴収税54,000ドルと罰金13,500ドルを査定した。

租税裁判所は，実質主義・事業目的・経済実体・租税回避の有無などの原理に基づいて原告敗訴の判決を下した。トリエティ・ショッピング（条約漁り）については，一連の取引が行われたのは事実であるが，トンネル会社が実体を有せず，事業目的の無いものであるとの理由で，租税条約の特典の適用上，私法上の形式をその適用の範囲外に置くことにより「否認」と同じ結果を生ずるとした。

③ シュールマン判決[46]

45）Aiken Industries Inc. v. Commissioner, 56 TC 925.（1971）租税裁判所。

46）U.S. v. Schulman, 817 F 2d. 1355（9th Cir. 1987）第9回巡回控訴裁判所。

シュールマン社は，自社が統括パートナーとなる91のリミッテット・パートナー（以下LPと呼ぶ）を創設し，米国不動産投資を行うため，パートナーの参加者となる投資家を募集した。参加者の出資はその税務申告において支払利子として控除できると宣伝した。そのスキームでは，西インド諸島にある蘭領アンチル島内の法人Aと，バハナ諸島内の法人Bを用いる。LPは，A社から資金を借り入れ，その借入金をB社に一定の条件の下，無利子で貸し付け，B社はその借入金をA社に貸し付けるという典型的な「循環金融」が，1978年10月31日と12月5日の2日間に91回も行われ，A社はLPに2億5,200万ドルを貸し付け，1979年12月27日に「逆循環」により返済が行われた。その結果，LPは，多額の支払利子を計上した。IRSは，この契約について当事者の合意を表面的・形式的に捉えず，その経済実体を見極め，その真意を探求し，当事者間の真実の法律関係を事実認定した。

巡回控訴裁判所は，循環金融における「貸付金」および「借入金」は実質的には存在せず，LPはA社に対する負債を負っておらず，支払利子も利子ではなく，その控除は認められないと結論を下した。

上記各判決に共通しているものは，実質主義の観点から本来の事業目的を欠いている行為は外形的に適法行為であっても，目的論的解釈の結果この行為を否認している。爾来，これらの判決は確立された判例理論とされ，裁判所において踏襲されてきた。

司法部門における国際的租税回避および租税優遇措置の濫用行為に対する判例の特徴とその方向性は，上述の三つの代表的な裁判所の判決と判例理論によってほぼ示されていると考えられる。そして，IRSに代表される政府部門は，こうした判例に基盤を置いて対抗措置をとってきたのである。だが，政府と議会が租税回避行為に対抗するにあたっては，対抗措置の適用範囲の確定の困難という課題が存在する。以下においてそれに触れる。

2．対抗措置の適用範囲とその効果

租税回避行為に対する対抗措置の効果は，法的側面から見た効果と経済的側面から見た効果の二つに分けることが出来る。法的側面では，租税回避行為は租税法の各条項およびその趣旨・目的に照らして違法な行為であると見なされ，対抗措置はこれを禁圧する手段であり，対抗措置の結果に現れた税の増収分は，その反射的効果であると考えられる。

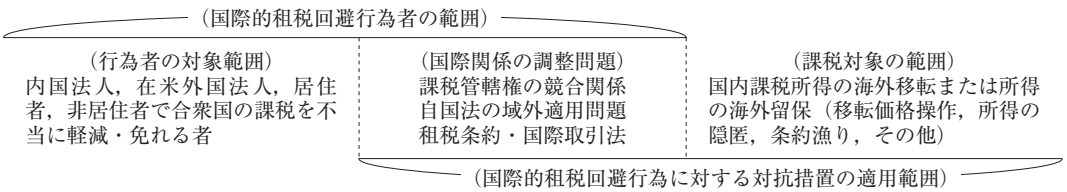
他方，経済的側面では，対抗措置の効果は，対抗措置に要するコストを上回る税の増収分の経済的効果であると考えられる。これは，アメリカの現状における税収の伸び悩みを改善するための現実的な手段であると考えられ，経済的側面を重視するものである。しかしながら，対抗措置による税増収とコストをどのように測定するかが問題である。

本節は，上記の国際的租税回避行為と租税優遇措置の濫用行為に対する対抗措置の適用範囲とその効果について検討する。

(1) 国際的租税回避行為に対する対抗措置の適用範囲

企業による国際的租税回避行為に対する政府の対抗措置の効果の測定はきわめて困難である。そこには，親会社と海外の支店や関連会社間との企業内貿易における移転価格操作による軽課税国への所得の移転，タックス・ヘイブン諸国への所得の隠匿，脱税その他の不正資金のマネー・ロンダリング等がしばしば行われている。

このような広範な地域や国々に及ぶ国際的租税回避行為の調査は，国家主権の及ぶ範囲を超えており，関係各国の協力が不可欠である。したがって，外国政府との交渉や租税条約の条項などを通じて租税回避行為の調査が行われてきた。しかしながら，その調査は外国との課税管轄権の競合問題や，自国法律の域外適用[47]に関



資料：本庄　資（2004）「国際的脱税・租税回避防止策」より作成。

図１　国際的租税回避行為に対する対抗措置の適用範囲

する紛争と絡み合い，いわゆる租税摩擦[48]となって現れ，それが原因となり調査が長引く傾向にあった。しかしながら，可能な限り，租税回避行為に関する情報を海外から収集して，失われた税収を測定し，対抗措置を実効あるものとしなければならない。このような情報収集についてIRSは，オフショア金融センター（International Off shore Financial Center：IOFC）との情報交換協定を締結し，タックス・ヘイブン諸国との情報交換協定に署名し，さらに各国との情報交換協定のネットワークの拡大を推進している。

国際的租税回避行為に対する対抗措置の適用範囲は，合衆国の租税を不当に軽減または免れる行為を行う全ての者であるが，現実においては，二国間の課税管轄権の競合・重複，あるいは二重課税が生ずる可能性などの問題があり，したがって，この問題について二国間の調整が必要となる。この調整は両国間の租税条約の相互協議に関する条項や，両国政府の協議によって行われ，調整が必要とされる国際的租税回避行為については，対抗措置の適用は延期されるか，または適用されない可能性がある（図1）。

47）アメリカの税務当局や裁判所が調査のため，在米外国企業の外国親会社に対して，文書の提出を一方的に命ずる際の問題である。石黒一憲（2002）「国際摩擦と法」p.77

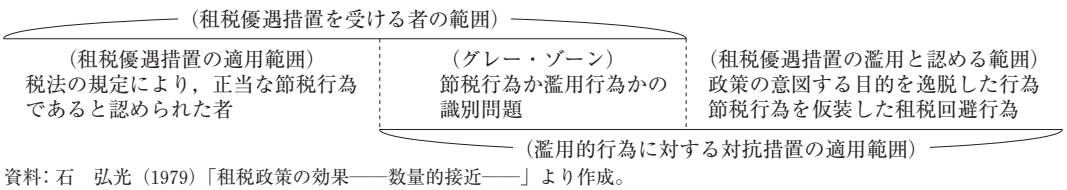
48）この問題は，在米日本の子会社（トヨタ・日産）の申告漏れに対する課税権競合問題の日米間における「租税戦争」とも呼ばれた。両者の申告漏れにより，IRSは合計約9億ドルの税を追徴した。藤江昌嗣（1994）「移転価格税制と地方税還付」p.45

⑵　租税優遇措置の濫用行為に対する対抗措置の適用範囲

1970年代以降の国内企業の国際的競争力の低下傾向および国内経済の停滞に対処するため，政府は個人や法人に対して，既存の租税優遇措置を恒久化し，さらに各種の租税優遇措置を新設した。政府のこのような租税優遇措置の濫発が引き金となり，濫用行為が増大したことは前述の通りである。租税優遇措置については，その利用行為が濫用行為に該当するか否かが中心的な問題となっている。この正当な節税行為と濫用行為の両者間に存在する主要な問題は，租税優遇措置の濫用行為が対抗措置の対象となるか否かの不確定要素（グレー・ゾーン）の存在である（図2）。

⑶　対抗措置の効果とその測定

国際的租税回避行為および租税優遇措置の濫用行為に対する対抗措置の効果をどのように測定するかはきわめて困難な問題である。対抗措置の効果の測定は先ず，上記の対抗措置の適用範囲を決定しなければならない。対抗措置の適用範囲は，誰がどのような行為を行ったかの行為者の適用範囲と行為自体の適用範囲を決定することである。次に，租税回避行為または濫用行為によって個別的・具体的にどれだけの税収の減少があったか，あるいはその推定額を調査しなければならない。現実においてこの調査が最も困難であり，特に国際的租税回避行為については，ほとんど不可能に近いことは前述の通りである。租税優遇措置の濫用行為については，グレー・ゾーンにおける識別が決定的に重



資料：石　弘光（1979）「租税政策の効果――数量的接近――」より作成。

図２　租税優遇措置の濫用行為に対する対抗措置の適用範囲

要であり，この識別により具体的に濫用行為が特定され，その調査が行われることにより税減収額がほぼ把握できると考えられる。しかし，その識別がきわめて困難であり，調査のために長期にわたる時日を要している。政府は税務部門の執行体制を強化し，濫用的タックス・シェルターを迅速に識別するため，IRS は特別な組織を設置したことは前述の通りである。

最後に，調査により発見された租税回避の総額に対して，税務当局の調査費用がどの程度要したか，および調査に要した日時，調査件数と摘発件数の比率を考慮しなければならない。これによって対抗措置の眞の効果が測定されることになろう。

この問題に関連して，2006 年 9 月 26 日に公表した IRS の担当部門別における納税者の申告総件数と，その調査により判明した増差税額（Tax　Gap）（表 7）および，IRS 租税犯罪捜査局の捜査と着手件数（表 8）を見る。ただし，対抗措置の効果は明らかにされていない。

表 7 では，2005 年におけるアメリカの納税者が提出した申告書総数は，2 億 2,667 万 6,936 件であり，これに対する調査件数は，132 万 8,712 件であった。この調査割合は 0.58% であった。一方，2005 年における税収総合計は，2 兆 2,688 億 9,512 万 2,000 ドルであり，調査による増差税額は，486 億 2,279 万 8,000 ドルで，税収総合計に対する割合は 2.14% であった。その徴税コストは，2004 年は徴収税額 100 ドルにつき 48 セント，2005 年は 44 セントであった。

なお，これらの調査に要する費用の 2005 年度における IRS の予算は，納税者サービスが約 40 億ドル，法執行約 44 億ドル，情報システム約 16 億ドルで合計約 100 億ドルであった。

他方，表 8 における租税犯罪捜査と着手件数は，2005 年の脱税調査は 2,631 件，その他の金融犯罪は 1,638 件で合計 4,269 件であった。この捜査と着手件数は，表 7 の調査件数の中に含まれており，捜査によって得られた税収増も増差税額に含まれているが，その額は明らかにされていない。調査件数合計が 132 万件を超えているのに対して，租税犯罪の調査件数がきわめて少ないのは，その犯罪の性質上，国際的租税回避行為が最も多く，税務当局の捜査能力の限界が明瞭に現れていると考えられる。

国際的租税回避行為に対する対抗措置による税増収効果の算定は，現状における税務当局の国際情報収集能力および調査能力の限界を遙かに超えており，ほとんど不可能に近い。大企業や多国籍企業は，政府の対抗措置を事前に察知する国際的情報提供組織を有しており，対抗措置に対して常に新たな租税回避スキームを創出して，対抗措置の効果を弱めるか，あるいはその効果を減殺する戦略を採っている。無論，このような戦略が公表されることはない。

表 7　内国歳入庁の担当部門別申告件数と増差税額
（Tax Gap）　2005 年

主要担当	調査申告件数	増差税額（千ドル）
連結企業担当	7,477	29,262,248
その他の徴収担当	192,955	11,348,610
税務協力促進担当	133,573	590,908
税務調査担当	9,261	41,108
税務協力センター	985,446	7,379,924
合　　計	1,328,712	48,622,798

資料：IRS updated Tax Gap estimates: IRS－2006－28（2006）

表 8　租税犯罪捜査局の犯罪捜査と着手件数
2003－2005 年

財政年度	2003	2004	2005
脱税調査	2,446 件	2,163 件	2,631 件
その他の金融犯罪	1,555	1,754	1,638
合　　計	4,001	3,917	4,269

資料：IRS Criminal Investigation: IRS-C1（2006）

租税優遇措置の濫用行為に対する対抗措置の効果は，租税優遇措置の利用を否認することによって，失われた税を税務当局が取り戻すことにより実現されるであろう。しかし，その行為が濫用行為であるか正当な節税行為であるかの判断は上述のように，きわめて困難であり，その調査に長期間にわたる日時を要しているのが現状である。

Ⅴ　おわりに

多国籍企業や大企業による国際的租税回避行為は，1990 年代におけるアメリカ企業のエンロン社やワールドコム社等の国際的租税回避戦略と大規模な粉飾決算によって象徴される。このことは，政府や議会の大企業に対する国際的租税回避行為に対する対抗措置の強化や，租税優遇措置の濫用行為による不正会計処理や粉飾決算に対するコーポレート・カバナンスの重要性を改めて認識させることになった。

国際的租税回避行為に対する対抗措置の強化は，国際的情報ネットワークの拡大および執行体制の強化となって現れている。租税優遇措置の濫用行為に対する政府の対抗措置は，議会や政府による大企業の経営に対する監視体制およびコーポレート・ガバナンスの強化となって現れた。このために，アメリカ政府は企業を監視する証券取引委員会（SEC）や，連邦取引委員会（ETC）が，企業内に設置されている監査委員会の監査報告書を重視し，企業に対する監督を強化すると共に，一方，議会は外部監査人の独立性を強化するサーベンス・オクスレー法を 2002 年 7 月に制定した。このように，企業の経営戦略が国際的租税回避戦略のみならず，投資者の信頼を裏切る不正会計による粉飾決算は，企業経営者の社会的責任や経営倫理のあり方が改めて問われるようになった。

他方，政府の租税優遇措置の濫発問題は，濫用行為そのものよりも根の深い問題である。政府が，特定の経済主体や経済活動に対して租税優遇措置を講じる理由は，裁量的配慮あるいは社会政策や経済政策的観点からである。租税優遇措置を設けることは，政府にとって予算を配分して政策を実施する代わりに，税制（連邦税法の特別規定＝所得控除・税額控除・課税免除・課税繰延・特恵税率）を通じて「隠れた補助金」を支出するのと等しい[49]。

サリーはこれについて，租税優遇措置の利点を主張する議論は，官僚政治の関与（準備交渉，監督，煩雑な手続き等）を避けることができる点にあるとした。すなわち，当面している経済社会問題の解決については，補助金を支出するよりも民間，特に産業界の協力を求めることが効率的であり，その協力に対して優遇措置を与える必要があったのである。しかし，サリーはこの議論を批判し，そうした優遇措置は濫用行為を生み出すことになるとした[50]。

国際的租税回避行為や租税優遇措置の濫用行為に対する対抗措置は，既に発生した個別具体的な租税回避行為に現れたケースを基にしており，新たなスキームを用いた租税回避行為や税法の濫用行為に対しては，必ずしも有効な手段となっていないことに注意しなければならない。これに対しては，政府の事前に察知するための情報が不可欠であるが，しかし，そのための情報収集に関する現行の政府の執行体制にも一定の限界がある。

49）前掲注 30）Stanley S. surrey（1970）pp.705-738 田島　裕訳「政府の政策目的の実現のための手段としての租税誘因措置」『租税法研究』（1973）第 1 号　p.4

50）前掲注 49）S. Surrey. 田島訳 pp.17－19 租税優遇措置の利点に関する議論について。

さらに，裁判所の確立された判例理論も，新たなスキームによる租税回避行為に対する事実の認定や税法の適用に関して有効に機能しない場合もあり，裁判所は先例判決や判例理論の変更を行い，政府や議会に対して政策の変更や立法措置または法改正を求めることになる。

従って，行政・立法・司法の三機関が緊密な連携がとられ，かつ，三機関における租税政策もしくは，その方向性に関して整合性が保たれることが望まれるのである。

しかし，こうした整合性の確保は常に保たれるわけではない。行政内部における各政策間の整合性が問われる場合（例えば，通商政策と対外租税政策との乖離・対立問題[51]）や，議会内部における政党間の政策に関する意見の対立（例えば，租税優遇措置の新設あるいは縮小・廃止に関する意見の対立）などが存在する。このような対立が遠因となり，優遇措置の濫発や濫用行為を招いている側面も存在する。

また，このような状況から，租税優遇措置を利用する行為が，正当な節税行為であるか濫用行為であるか判然としないグレー・ゾーンが現れ，その識別を困難にしている。こうした問題が濫用行為に対する対策を講ずるに当たり，重大な障碍の一つとなっていると考えられる。さらに，このような障碍が対抗措置の効果を大きく減殺していると思われる。

以上，見てきたように，グローバル化の中で，租税回避行為が展開してきたこと，またそれへの対抗が主権国家の枠内で幾多の困難をもつことが明らかとなった。と同時に，租税回避行為が所得分配や景気循環に関連する租税優遇措置の濫用行為から生じていること，すなわち主権国家の経済的機能の拡大が問題を生みだしてきたことが明らかとなった。グローバル化が主権国家の「退場」をもたらしているのか否かへの解答は単純ではないのである。一方では，国際公共財としての国際的枠組みの形成によって国際的租税回避行為を制限することが望まれ，他方では現代の条件――グローバル化や規制緩和，格差拡大など――に相応する課税体系と国家のあり方の検討が望まれていることは確かである。今後，本稿で扱った問題をエンロン社以外の事例も含めての検討などを通じて掘り下げるとともに，こうした諸課題を展望することとしたい。

―終―

謝辞　本稿の執筆にあたり，北海道大学公共政策大学院院長佐々木隆生教授には，細部にわたり，ご指導を賜りましたことをこの場を借りて深謝申し上げます。

51）通商政策と対外租税政策が，相互依存関係から乖離・対立の関係に変化した事由について。前掲注 11）前稿須戸北海道大学『経済学研究』p.77

参考文献

（外国文献）

Assaf Razin and Joel Slemrod(1990) *Taxation in the Global Economy*. The University of Chicago Press.

Barry Bracewell-Milnes(1979) *International Tax Avoidance*. Vol. A, Rotterdam Institute for Fiscal Studies. Erasmus University.

Charles O. Rossotti(2005) *Many Unhappy Returns*. Harvard Business School Press.
猪野　茂・大柳久幸・井沢伸晃・鈴木友康共訳「巨大政府機関の変貌」(原題名「酬われざる申告書」) 大蔵財務協会

Christian Chavagneux & Ronen Palan(2006) *Les Paradis Fiscaux*. La Decouverte, Paris. 杉村昌昭訳「タックス・ヘイブン」作品社

Hall, B.J. and Jeffrey B. Liebman(2000), *The Taxation of Executive Compensation*, NBER Working paper, No.7596. 渋谷博史監訳「アメリカの連邦財政」日本経済評論社

John Gray(1998) *Fales Down*: *The Delusion of Global Capitalism*, Granta Publications, London. 石塚雅彦訳「グローバリズムという妄想」日本経済新聞社

Joseph A. Pechman (1987) *Federal Tax Policy*. 5th ed. The Brooking Inc. 坂野光俊監修　立命館大学財政学研究会訳「アメリカの租税政策」日本税務研究センター

Kimberly A. Clausing(2006) *International Tax Avoidance and U.S. International Trade*. National Tax Journal Vol.59, No.2.

Liam Murphy and Thomas Nagel(2002) *The Myth of Ownership* ――*Taxes and Justice*――, Oxford University Press, Inc. 伊藤邦彦訳「税と正義」名古屋大学出版会

Linday L. Paull(2003) *Written Testimony of the Taxation on the Report of Investigation of Enron Cooperation*.

M. Wolf(2004) *Why globalization works*, Yale University Press, London.

OECD(2005) *Model Tax Convention on Income and on Capital*: Condensed Version 15, July, 2005. 川端康之監訳「所得と財産に対するモデル租税条約」日本租税研究会

Peter C. Fusaro and Ross M. Miller(2002) *What went wrong at Enron*. John Wily and Loss M. Miller Ince. 橋本碩也訳「エンロン崩壊の真実」税務経理協会

Ruth G. Schapiro(1980) *Tax Shelters*. Second Edition. Practicing Law Institute.

Stanley S. Surrey(1970) *Tax Incentive as a device for Implementing government policy* ―― *A comparison with direct government expenditure*. ―― Harvard Law Review. Vol. 83. 田島裕訳「政府の政策目的の実現のための手段としての租税誘引措置」『租税法研究』第１号(1973) 有斐閣

Susan Strange(1996) *The retreat of the State*: *the diffiusion of power in the world economy*, Cambridge University Press, New York. 櫻井公人訳「国家の退場：グローバル経済の新しい主役たち」岩波書店

Tang, Roger Y.W. and Sue A. Conroy(1998), *FAS 123: A Furture Look at Corporate Disclosure on Employee Stock Options*, Journal of Corporate Accounting and Finance, Vol.9, No.4. 渋谷博史監訳「アメリカの連邦財政」日本経済評論社

U.S. Department of the Treasury(1999) *The Problem of Corporate Tax Schelter Discussion, Analysis and Legislative Proposals*.

U.S. Senate Joint Committee on Taxation(2003), *Report of Investigation of Enron Cooperation and Related Entities Regarding Federal Tax and Compensation Issues, and Policy Recommendations*. Vol.1, Report.　.

U.S. Congress(2002) *The Sarbanes-Oxley Act of 2002*.

（邦文文献）

石　弘光 (1979)「租税政策の効果――数量的接近――」東洋経済新報社

石村耕治（1995）「アメリカ連邦税財政法の構造」法律文化社
石黒一憲（1994）「国際摩擦と法」筑摩書房
石田眞得（2006）「サーベンス・オクスレー法概説」商事法務
伊藤邦雄・徳賀芳弘・中野　誠（2004）「年金会計とストック・オプション」中央経済社
今村　浩・三好　陽（1997）「巨大国家権力の分散と統合」東信堂
上林良一（1976）「圧力団体論」有斐閣
占部裕典（1993）「外国税額控除制度」『租税法研究』第21号（1993年）所収　租税法学会
河音琢郎（2006）「アメリカの財政再建と予算過程」日本経済評論社
坂井　誠（2007）「現代アメリカの経済政策と格差」日本評論社
渋谷博史・渡瀬義男編（2006）「アメリカの連邦財政」日本経済評論社
渋谷博史・中浜　隆編（2006）「アメリカの年金と医療」日本経済評論社
信田智人（1989）「アメリカ議会をロビーする」　The Japan Times
関下　稔（2006）「多国籍企業の海外子会社と企業間提携」文眞堂
太陽ASG監査法人（2006）「ストック・オプションのすべて」税務研究会出版局
高橋隆幸（2006）「アメリカの税務戦略詳解」中央経済社
中嶋克久・野口真人（2006）「ストック・オプション会計と評価の実務」税務研究会出版局
中村雅秀（2006）「国際移転価格の経営学」清文社
中本　悟（2007）「アメリカン・グローバリズム」日本経済評論社
林　正寿（2007）「アメリカの税財政政策」税務経理協会
藤江昌嗣（1994）「移転価格税制と地方税還付」中央経済社
藤田敬司（2005）「ストック・オプション会計の進展と論点」『立命館大学』第44巻第3号
本庄　資（2004）「国際的脱税・租税回避防止策」大蔵財務協会
――――（2004）「タックス・シェルター事例研究」税務経理協会
――――（2005）「国際租税法」大蔵財務協会
――――（2006）「アメリカ法人税法講義」税務経理協会
――――（2007）「アメリカの租税政策」税務経理協会
村井　正（1993）「租税法――理論と政策――」青林書院
吉田克己（2005）「現代租税論の展開」八千代出版
吉原欽一（2000）「現代アメリカの政治権力構造」日本評論社